

第1章

ドーハ開発アジェンダの動向

〔1〕 ドーハ開発アジェンダにおける交渉枠組みの検討

1. 交渉の立ち上げから2004年7月枠組合意までの動向

2001年11月にカタール・ドーハでの第4回WTO閣僚会議において新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の立ち上げが宣言された。ドーハ開発アジェンダは、WTOの前身であるGATT（ガット）時代から数えると通算9回目のラウンドであり、農業、非農産品市場アクセス（NAMA）、サービス、アンチ・ダンピングのほか、1996年の第2回シンガポールWTO閣僚会議から議論が開始されたシンガポール・イシュー（貿易円滑化、投資、競争、政府調達透明性の4つの新しい交渉分野の総称。その後、2004年7月の枠組み合意において、貿易円滑化のみが交渉対象とされた）、環境や開発途上国問題といった新たな時代の要請に対応した幅広い分野を取り扱う包括的な内容となっている。

加盟国は2002年初頭より交渉を開始し、2003年9月のカンクン閣僚会議において、ラウンド合意に向けた土台となる主要事項につき合意することを目指したが、多くの分野について加盟国間、とりわけ先進国と開発途上国との間の対立を解消することができず、決裂した。その後、軌道に戻す取組が模索され、10月のAPEC閣僚会合及び非公式首脳会合では、ラウンドの成功裡の終結に向けて努力することを閣僚及び首脳レベルで確認し、個々の論点について立場の違いはあるが、カンクンで採択されなかった閣僚宣言案を基礎として議

論を積み上げるべきことで一致した。

2004年初頭より、ゼーリック米通商代表（当時）やラミー欧州委員（当時）による各国への働きかけなどを通じ、2004年をラウンドにとって「失われた年」としてはならず、交渉を軌道に戻すべく年央までに交渉の枠組みについて合意を目指すべきとの雰囲気が醸成されていった。2月に開催された一般理事会では、我が国の大島大使（当時）が一般理事会議長に選ばれたほか各交渉会合等の議長が新たに選出され、農業、NAMA、サービス、ルール（アンチ・ダンピング等）などの交渉グループの会合が順次再開された。また、OECD閣僚理事会（5月）、WTO非公式閣僚会合やAPEC貿易大臣会合（6月）、G8サミット（7月）においても、交渉の主要分野における7月末までの枠組みの合意に向けた政治的意志が改めて確認された。

2. 2004年7月枠組合意から2005年12月香港閣僚会議までの動き

2004年7月31日の一般理事会において、ドーハ開発アジェンダの交渉の枠組みが合意された（通称：枠組合意）。非農産品の市場アクセスについての交渉の枠組みが合意されたほか、貿易円滑化の交渉を開始することが決定した。また、サービス、ルール、開発等の分野の今後の交渉の方向性が示され、今後の包括的ラウンドの重要な基礎が作られ、カンクン閣僚会議以来、脱線状態にあっ

たラウンドが再び軌道に乗ることとなった。

7月の一般理事会の結果を受けて、2004年末から2005年初頭にかけては、各交渉会合（NAMA、農業、ルール、サービス、貿易円滑化等）で技術的作業が進展した。2005年1月には、スイス・ダボスで開催された世界経済フォーラム年次総会（通称：ダボス会議）の際に、スイス主催でWTO非公式閣僚会合が開催された。同会議では、2006年中に交渉を終結させるべきであり、NAMA、農業、サービス、開発、貿易円滑化を含むルールの主要5分野について、2005年12月の香港閣僚会議に向けて、夏休み前までに「モダリティ（詳細な取り決め）たたき台」を发出すべきとの認識が共有された。

ダボスでの議論は、2月にジュネーブでの高級事務レベル会合や貿易交渉委員会等を通じて、ほぼ全加盟国の共通認識となった。また、3月にケニア・モンバサで行われたWTOミニ閣僚会合（ケニア・モンバサ）では、夏前の「モダリティたたき台」の作成及び香港閣僚会議に向けての段取りが一定程度明らかになった。

4月には、ドーハ開発アジェンダの進展、特にNAMA分野の進展に貢献する観点から、中川経済産業大臣（当時）が、東アジアの主要国・地域の閣僚等を招き、千葉県幕張でNAMA非公式閣僚会合を主催した。関税削減方式（フォーミュラ）に関し、新たな開発と成長の機会につながる現実の市場アクセス改善を実現するため、開発途上国への配慮を考慮しながら、野心の水準を高くすることが必要であり、各国とも交渉に積極的に貢献する必要があること等につき認識が共有された。

5月から7月にかけてOECD閣僚理事会・WTO非公式閣僚会合（5月）、APEC貿易大臣会合（6月）、中国主催非公式閣僚会合（大連）（7月）が開催され、我が国を含む20～30の主要国の閣僚が集まり、交渉の前進を図るべく交渉が重ねられた。我が国は、これらの閣僚会合の機会を使って、東アジア諸国の閣僚等を集め、4月のNAMA閣僚会合のフォローアップ会合を開催し、

6月のAPEC貿易大臣会合において野心の高い関税削減方式（スイス・フォーミュラ）支持への合意形成に大きく貢献した。

しかしながら、農業、NAMAなど主要分野においてWTO加盟国間の立場に収斂がみられなかったため、7月末の一般理事会では当初目標としていた「モダリティたたき台」は作成されず、各交渉分野の現状報告が行われるとともに、スパチャイ事務局長から交渉全体の状況報告がなされ、12月の香港閣僚会議に向けて各国の結束が呼びかけられるに止まった。

その後夏休みを挟んで、9月1日にスパチャイ事務局長からラミー新事務局長（前欧州委員）に交替し、交渉が再開・本格化した。

交渉再開後、主要国閣僚レベルで調整が行われる最初の機会として、10月初頭にチューリヒで米国主催非公式閣僚会合が開催された。同会合では、焦点の1つとなっていた農業交渉において、米国がこれまでの立場から一歩踏み込んだ国内支持についての新たな提案を提出した。これに呼応する形でEU、G20、G10から提案が一通り出され、膠着状態にあった農業交渉に進展がみられた。11月中旬にはAPEC閣僚会合が開催され、各国閣僚が香港閣僚会議の成功のために最大限努力を払っていくことで認識が一致した。

こうした動きの中、少数国による交渉も活発化した。11月初頭に、WTO交渉主要関係国である米国、EU、インド及びブラジルの4か国が構成するG4グループに我が国が初めて加わる形でインド主催少数国閣僚会合がロンドンで開催された（我が国からは、二階経済産業大臣及び中川農林水産大臣（いずれも当時）が出席）。同会合では、農業、NAMA、サービス等の主要交渉分野のそれぞれにつき集中的な議論が行われるとともに分野横断的な観点から全体的な野心の水準についても議論された。これを機に、我が国は主要少数国の一員として交渉に深く関与していくことになった（11月後半以降は、G4に加え、我が国と豪州が参加した形（＝G6）での少数国閣僚会合が開

催されるようになった)。

一方、各分野の交渉会合においては、10月後半から11月後半にかけて、香港閣僚宣言案、交渉の現状報告案等につき具体的な議論を行い、各交渉議長は閣僚宣言案の素材となる交渉の状況報告をラミー事務局長に提出した。11月26日には、各交渉議長から提出された報告を合体した形の香港閣僚宣言草案がラミー事務局長より発出された。その後、主に、農業、NAMA及び開発について各国による文言調整が行われ、一部に空欄を残した形で12月2日の一般理事会で承認され、香港閣僚会議に提出された。

3. 第6回閣僚会議（香港閣僚会議）から2006年7月の交渉中断・再開へ

2005年12月13日から18日まで、香港にて、第6回閣僚会議が開催され、18日に閣僚宣言を採択し閉幕した。我が国からは、二階経済産業大臣、中川農林水産大臣、麻生外務大臣他（いずれも当時）が出席した。

最大の成果は、ドーハ・アジェンダの成功へ向けた確実な土台が築けたこと、特に開発途上国に対する開発支援策（「開発パッケージ」）に合意し、交渉の進展に大きく弾みをつけたことが挙げられる。

具体的な交渉分野については、①非農産品(NAMA)においてスイス・フォーミュラに合意、②サービスにおいて分野別複数国間交渉の導入を含め交渉の具体的な進め方に合意、③ルールにおいて今後の交渉の範囲と目的等を確認、④開発においてLDC産品に対する原則無税無枠化に合意、といった前進が見られた。

なお、開発に関しては、閣僚会議直前に小泉総理大臣（当時）自らが、我が国の開発途上国への開発支援策である「開発イニシアティブ」を発表し、ラウンドへの貢献に対する強い決意を世界に對し発信し、多くの開発途上国から評価の声が寄せられた。

香港閣僚宣言では、2006年4月末がNAMA及

び農業のモダリティ確立期限、7月末が譲許表案提出の期限とされていた。2006年1月末のダボス会議の際に非公式閣僚会合では、年内妥結に向けての強い決意が表明されるとし、期限どおりに成果を出すべく、全分野にわたって積極的に取り組むことで一致した。また、同会合に先駆けて、G6閣僚会合が開催され、メンバーが密接に連携して交渉を進めていくことで意見が一致した。

4月までの期限に向け閣僚会合・二国間協議が続けられてきたが、農業の市場アクセス、農業の国内支持（農業補助金）、NAMAの3分野における主要国のスタンスが攻めと守りで交差するいわゆる「三角形」の膠着状態に陥り、4月末の期限を守ることができなかった。5月にパリで行われたOECDの閣僚理事会や6月にベトナムのホーチミンで行われたAPEC貿易担当大臣会合でも、農業及び非農産品市場アクセス（NAMA）のモダリティを6月末までに合意するために取り組む旨が確認された。この流れを受けて、6月29日から7月1日までジュネーブで開催された非公式閣僚会合では、農業とNAMAのモダリティ確立を目指して交渉が行われた。我が国からは、二階経済産業大臣（当時）と中川農林水産大臣（当時）が参加し、G6諸国を中心として合意を模索したが、各国の立場の乖離が縮まることはなく、モダリティ合意を果たすことはできなかった。

7月に入り、膠着状態を打開するため、ラミー事務局長の主要国訪問による調整、G8首脳による「1か月以内の農業とNAMAのモダリティ確立を目指す」旨の政治的意思の表明（サンクトペテルブルク・サミット）、G6閣僚によるジュネーブでの緊急会合といった努力が続けられ、7月23日よりG6閣僚会合を集中的に開催することが決定された。23日の同会合においては、約14時間に及ぶ議論が行われたものの、各国の立場の違いが埋まるには至らなかった。現状では議論の進展は見込めないと判断から、ラミー事務局長は24日の非公式貿易交渉委員会においてラウンド交渉を中断する旨発表し、年内の交渉妥結は困難と表明

した。我が国をはじめとする各国とも遺憾の意を表明しながらも、事務局長の提案を了承した。

交渉中断後、夏から秋にかけて各国・地域において交渉再開にむけての働きかけが行われた。

8月の日中韓アセアン経済大臣会合においては、二階経済産業大臣（当時）より、遅くとも11月中旬からの交渉再開を目指し2007年の早期に農業・NAMAのモダリティを確立することを内容とする「交渉再開にむけた5つの行動」を提案し、各国より支持を得た。9月のG20閣僚会合（9—10日）、ASEM首脳会合（10—11日）ケアンズ閣僚会合（20—22日）でも、首脳・閣僚レベルで交渉の早期再開を目指す取組が続けられた。この間、我が国の経済団体による主要国へのミッションの派遣などに代表されるよう、民間からも交渉再開を求める声が上がった。

06年11月にベトナムで開催されたAPEC閣僚・首脳会合で、再開に向けた大きな一歩が踏み出された。ラミー事務局長も参加した閣僚会合では、各国から交渉再開を求める声が相次ぎ、APEC首脳による独立の宣言文が発出されることになった。ラミー事務局長はジュネーブに戻り、事務レベルでの作業の再開を宣言した。閣僚レベルでの本格的な再開ではないものの、ジュネーブでの事務レベルでの交渉を開始するものであり、それまで停滞していた各交渉議長を中心とする作業が開始された。

2007年に入り、米・EU首脳会談を皮切りに、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けた首脳・閣僚レベルのコミットメントが相次いで示された。我が国も安倍総理大臣（当時）の欧州訪問の際、ブレア英国首相、バローゾ欧州委員会委員長との間で、WTOの早期妥結に向け相互に連携していくことを確認した。甘利経済産業大臣や松岡農林水産大臣（当時）も訪米・訪欧や電話会談等を通じ、主要国の担当閣僚との議論を活発に実施した。

1月27日スイス・ダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合では、ラウンド交渉を元に戻す必要

性、ジュネーブでのフル・スケールの活動を早期に再開する必要性、すべての交渉分野を含む包括的なアプローチを取る必要性、透明性あるマルチのプロセスの必要性、ドーハ・ラウンド交渉の開発側面の重要性等について各国の認識が一致し、1月31日にジュネーブにおいて開催された非公式貿易交渉委員会を経て、交渉が本格的に開始されることとなった。

4. 2007年以降の動き～G4決裂・改訂議長テキスト発出へ

2008年の米大統領選開始を控え、各国は2007年中の交渉妥結が重要であるとの認識を持ち、また2007年6月末で米国において行政府に通商交渉の包括的な権限を与える貿易交渉権限（TPA：Trade Promotion Authority）が失効することから、夏前のブレイクスルーに向けて各国が交渉進展のための努力を行った。

1月末の交渉再開直後しばらくは、主要国の二国間協議を中心に議論が進展した。特にG4（米、EU、伯、印）/G6（G4＋日、豪）の各国の間で、SOMレベル、閣僚レベルで二国間協議が集中的に行われ、我が国も二国間協議のプロセスを積み重ねた。4月には、前年7月の交渉中断以来9か月ぶりとなるG6閣僚会合がインド・ニューデリーで開催され、年内妥結に向けた強い決意を表明したコミュニケが発表された。それまで、交渉期限を設定することに対する根強い慎重論があったが、年内妥結という目標をG6で公に合意した意味は大きく、その後のマルチの動きの本格化を後押しする事となった。この間、4月末の日米首脳会談、米EUサミット等を通じ首脳レベルでもラウンドの成功へのコミットメントが示された。

この頃から、夏休み前の大きな進展を目指し、二国間プロセス、G4/G6といった少数国間プロセスとジュネーブでのマルチのプロセスの3つが並行して活発に動いた。二国間、少数国間では、5月中旬にパリで開催されたOECD閣僚理事会の機会を利用し、同地にて4月のニューデリーの会合

第1章 ドーハ開発アジェンダの動向

に引き続き、G6閣僚会合が我が国主催で開催された。同時並行で行われていた、ジュネーブでのマルチの動きとしては、4月末、5月上旬にファルコナー農業議長のペーパーが2回にわたって発出され交渉会合の活性化をもたらした他、6月の非公式貿易交渉委員会にてラミー事務局長は農業及びNAMAのテキストは6月後半に同時に発出し、7月後半に閣僚ベースの交渉を行い、農業・NAMAのモダリティ合意を目指す旨を表明。夏休み前の進展に向けた議論の加速化を促した。

6月初旬にはG8サミットが開催され、各国首脳より交渉の早期妥結に向けて積極的なコミットメントが示された。G4/G6等の主要国は、主要国間の意見の収斂に向けた努力を続けながら、その成果を反映させる形で、夏休み前のNAMA、農業のモダリティ合意を目指したが、6月後半にドイツ・ポツダムで開催されたG4閣僚会合が意見の収斂を見ずに決裂したため（これに伴いG6閣僚会合も中止）、各国はジュネーブにおいてラミー事務局長、各交渉議長の下でのマルチのプロセスを進めていくこととなり、ラミー事務局長の指示で、農業・NAMAの議長テキストが発出されることになった。こうした状況の中、7月初旬に豪州ケアンズで開催されたAPEC貿易担当大臣会合では、交渉の年内妥結を改めて確認する旨の特別声明が採択された。

前述のAPECをはじめ、各国のマルチのプロセスへの支持を受け、7月17日、ファルコナー農業交渉議長、ステファンソンNAMA交渉議長により、農業、NAMAのモダリティに関する議長テキストが発出された。交渉の大詰めの段階に向けて議論の最終的な着地点を探るための土台として提示されたもので、議長テキストの個別の論点については、我が国も含めた各国にとってその時点で同意できるものではなかったが、文書をたたき台としつつ、マルチの場で議論を積極的に行っていくことが肝要との認識が多くの関係国に共有され、テキストそのものを拒絶するような強い否定的反応は見られなかった。テキスト発出後に行わ

れたジュネーブでの農業交渉会合、NAMA交渉会合でも、両議長テキストは、概ね9月以降の交渉のたたき台となることが確認された。

夏休み明けの9月初めにシドニーで開催されたAPEC首脳会議では、年内に交渉が最終局面に入ることを確保するとの声明が発出された。同時期にジュネーブでは、農業を皮切りに交渉グループごとの交渉が再開された。農業では、技術的な議論が集中的に行われ、他方、主要項目の数字については政治的な議論に委ねる方向に向かっていった。NAMAでは、10月9日の一般理事会にてNAMA 11（注：開発途上国の非農産品の大幅な削減要求に反発する開発途上国グループ。ブラジル、南ア等がメンバー）が中心となって開発途上国の立場を改めて強調するペーパーを配布するなど、「南北対立」の様相も見られた。しかし、10月半ばのIBSA（印伯南ア）サミット（於：プレトリア）では、農業・NAMA議長テキストを議論の良いベースと評価し、年内のモダリティ合意を諦めないとする共同文書が発出されるなど、開発途上国からも前向きな動きが見られた。11月半ばにジュネーブで開催されたG20（主要開発途上国グループ（印、ブラジル、南ア等の21か国）等の開発途上国による閣僚会合でも、声明で、農業交渉における先進国の責任や主要交渉分野におけるS&D（開発途上国向けの特別かつ異なる待遇）の重要性を強調するとともに、ラウンドの成功は手の届くところにあり、できるだけ短期間のうちに成果を確立することが目的である旨が表明された。このように先進国、開発途上国から年内妥結に向けた雰囲気醸成されていったが、年内にモダリティ合意をすることはできなかった。しかし、年末の一般理事会において、ラミーWTO事務局長は、2008年の早い時期に農業・NAMAのモダリティに合意することができれば2008年末までに交渉を妥結することができると前向きな発言を行った。

5. 2008年以降の動き～閣僚会合開催と決裂・4回目の改訂議長テキスト発出へ～

2008年に入り、1月26日にはスイス・ダボスにおいて、ロイタード・スイス経済大臣の主催でWTO非公式閣僚会合が前年同様開催された。同会合において、主要国の政治情勢を勘案し、交渉の年内妥結を目指すこと、そのため農業・NAMAの改訂議長テキスト発出後、SOM・大使級会合を経てイースター（3月23日）前後に閣僚会合でモダリティ合意とその他の分野での進展を図ることを目指して取り組むことが確認された。これを受け、ラミー事務局長が、1月末の非公式貿易交渉委員会において、「年内妥結の必要性」、「2月4日の週に包括的な改訂テキストを発出後、農業・NAMAの水平的なプロセスを行い、その後農業・NAMAのモダリティ合意を目指す、また、交渉全体の妥結の前に譲許表作成作業で6～8か月が必要というスケジュール感」を示した。

その後、2月8日、農業・NAMA両交渉議長により、農業及びNAMAのモダリティに関する改訂議長テキストがそれぞれ発出された。両議長は昨夏の議長テキスト発出後の議論を反映しつつテキストの改訂作業を行ったが、主要な数字については7月時点のテキストと同じ幅のある案が基本的には維持され、今後の議論に決着が委ねられた形となった。また、2月12日には「サービス交渉の終結に必要な要素」に係る議長報告が発出された。

農業及びNAMAの改訂議長テキスト発出を受け、交渉グループ別の議論が続けられ、3月には水平的議論に向けてラミー事務局長が調整を本格化した。3月4日にはG6+中国の大使を集め、閣僚会合の時期及び取り扱う範囲について議論を行った。その後、各国閣僚レベルでも電話会談、書簡等を通じて閣僚会合に関する議論が行われ、4月に入ってから、英豪首脳会談、日仏首脳会談、G7、英米首脳会談、G8ビジネスサミット等で首脳レベルからも交渉加速のメッセージが多数

発出された。

スイス・ジュネーブにおける分野毎の交渉が長引いたため、再改訂議長テキストの発出がずれ込んだが、5月19日、農業・NAMAの再改訂議長テキストが発出された。閣僚会合の日程についてはその後の調整に委ねられたが、ラミー事務局長が5月7日の一般理事会で「年内妥結のためには、今後数週間でモダリティに合意する必要性」と発言したことを受け、5月下旬から6月の閣僚会合が引き続き目指された。また、5月26日にはサービス交渉議長から議長報告の改訂版、28日にはルール交渉議長から作業文書が提示された。

6月1日～5日にかけてフランス・パリで開催されたOECD閣僚会合の機会を捉え、クリーン・豪州貿易大臣の主催によるWTO非公式閣僚会合が開かれた。ここでは、ドーハ・ラウンドの年内妥結に向けて、以後数週間集中的な議論を行い、閣僚会合の開催を目指すことで合意した。

その後、テキスト発出を受けたスイス・ジュネーブにおける一連の次官級の会合の結果、6月25日の少数国大使級会合において、ついに、ラミー事務局長が7月21日から閣僚会合を開催することを発表した。

7月7日～9日に行われた先進8か国首脳会合（G8北海道洞爺湖サミット）では、成果文書に、①野心的でバランスのとれた包括的なWTOドーハ・ラウンドが成功裡に妥結することが、経済成長及び回へ津に決定的に重要であること、②交渉が決定的に重要な段階であることにかんがみ、喫緊の課題として交渉妥結に向け取り組む決意を改めて表明し、すべてのWTO加盟国に対し、農業及びNAMAのモダリティを確立し、サービス分野において積極的かつ目に見える成果を達成すべく、実質的な貢献を行うよう呼びかけること、③7月21日から始まる閣僚会合の招集を歓迎し、同じ機会に行われるサービス貿易に関するシグナリング会合を開催することを支持すること、が盛り込まれ、閣僚会合を前にした主要国首脳の決意が示された。

第1章 ドーハ開発アジェンダの動向

閣僚会合の日程が発表された後、閣僚レベルで主要な数字に合意してモダリティ合意を目指すための土台として、7月10日に農業・NAMA両議長により、農業及びNAMAの再々改訂議長テキストが発出された。個別論点については、依然として各国間の意見の収斂が得られていない点も多かったが、閣僚会合での議論の土台として各国に受け入れられた。

6月の発表通り、7月21日より、スイス・ジュネーブにてWTO非公式閣僚会合が開催された。会合では、農業・NAMAのモダリティ合意に向けて、7月10日に提示された改訂議長テキストをもとに交渉が開始された。25日に事務局長より提示された裁定案では、NAMAについて各国の要望を反映した提案も盛り込まれるなど一定の進展も見られた。また、サービス分野では閣僚レベルでのシグナリング会合が開催され、各国からの積極的なオファーも見られた。しかし、主に農産品の輸入に係る途上国向け特別セーフガード措置(SSM)を巡って米国とインド・中国が対立し、立場の違いは最後まで埋まらず、閣僚会合はモダリティ合意に至らないまま29日に決裂した。

閣僚会合の決裂に対し、多くの各国は失望感を示すと共に、これまでの議論を土台として早急に交渉を再開すべきであるとの見解を示した。8月にはラウンドのモメンタムを維持するための努力が、バイ会談等の場で各国によって行われ、8月の末のASEAN貿易大臣会合では、ラウンドの成功裡かつ早期の妥結のために引き続き努力していくことが謳われた。

9月に入ると、ジュネーブにおいて農業・NAMAそれぞれの事務レベルでの交渉が再開した。

一方、9月15日には米国のリーマン・ブラザーズが破綻し、世界の金融市場に衝撃を与えた。この米国発の金融危機が世界の実体経済に波及し急速な景気後退をもたらしていることが認識されるにつれ、1930年台に世界恐慌が保護主義の連鎖を生み、やがて世界大戦にまで至った過去を繰り返してはならないとの声が国際的に高まった。

米国・ワシントンDCで11月15日に開催された主要20か国による「金融・世界経済に関する首脳会合(G20)」では、首脳宣言の中に、以後12ヶ月間、貿易や投資に対する新たな障壁を設けないことの誓約と共に、「WTOドーハ開発アジェンダが、志が高く、かつ、バランスのとれた成果を得て、成功裡に妥結することに導くようなモダリティに、年内に合意に至るよう努める。我々は、この目標を達成するよう自国の貿易担当大臣に指示するとともに、必要に応じて自らが直接に支援する用意がある」との文言が盛り込まれた。また、これに続きバレー・リマにて開催されたAPEC首脳・貿易大臣会議の機会においても、11月22日に、同様の趣旨の「世界経済に関するAPEC首脳リマ声明」が発出された。このように、世界経済危機を受けて立て続けに首脳レベルで年内モダリティ合意への強い政治的決意が示されたことは、ラウンド交渉の気運を高めた。

主要国首脳からの力強い声明を受け、年内閣僚会合開催の可能性を探るべく、多くの国が首都やジュネーブでの意見調整に努め、12月6日には、農業・NAMA両議長が4回目となる改訂議長テキストを発出した。各国からは、テキスト自体についてはおおむね良好な反応が示されたが、閣僚会合については2度目の失敗を犯すことがないように、成功の可能性を最大化させてから行うべきであるとの意見も多く聞かれた。ラミー事務局長は、3つの分野、すなわちNAMAの分野別関税撤廃と農業のSSM、綿花について閣僚会合を開催する前に十分な政治レベルでの意志の確認を行う必要があるとの認識から、閣僚会合開催について慎重な検討を行った。主要各国の閣僚レベル、ジュネーブの大使レベルで様々なコンサルテーションが行われ、調整が続けられたが、12月12日、ラミー事務局長は、分野別関税撤廃とSSMについて合意に必要な各国の政治的意志が欠けているとして、年内の閣僚会合開催を見送ると決定した。

その後、12月19日にはルール改訂議長テキストが発出された。本テキストは、各国の立場にある

程度収斂のある点のみ、条文改正案を提示し、各国が対立するゼロイングやサンセットなどの論点は、各国の見解とともに項目名のみを記載した。

こうして、2008年には計4回の農業・NAMAの議長テキストが改訂され、年末にはWTO閣僚会合開催が検討されながらも、年内モダリティ合意を達成することが出来ず、その後の交渉の見通しがないまま米国の政権交代の年を迎えることとなった。

2009年に入り、1月31日にはスイス・ダボスにおいて例年通り、スイス主催WTO非公式閣僚会合が開催された。ここでは文書等の発出は行われなかったが、各国閣僚が保護主義を抑止することの必要性で一致し、ドーハ・ラウンド交渉について、残された問題の難しさを認めつつも早期妥結への決意を再確認した。また、20日に発足した米国新政権に対して、保護主義を抑制し、現在のラウンド交渉の枠組みとこれまでの交渉の積み重ねを維持して進展させるべきであるという、各国からの強いメッセージが示された。

その後、3月18日に、米国通商代表部（USTR）のロナルド・カーク代表が議会で承認された。世界経済の後退を受けて米国内でドーハ・ラウンドに後ろ向きな声が聞かれる中で、日本を含め各国は、新USTRに対し交渉を推進するよう働きかけた。4月2日にイギリス・ロンドンにて行われた第2回G20では、首脳は、前年11月の貿易や投資に対する新たな障壁を設けないことの誓約を2010年末まで延長するとともに、合意に反する措置を早期に是正することを約束した。また首脳は、「急務であるドーハ・ラウンドの志の高く、バランスのとれた妥結」を現在までの進展に立脚して達成することへのコミットメントを示した。

2009年は、米国新政権の通商体制の本格的な立ち上がりに加え、WTO交渉における主要プレーヤーの1つであるインドの総選挙を控えている。様々な政治日程によって各国の政治的決断が難しい一方、現下の経済情勢下で保護主義の抑制とラウンド妥結の重要性が益々高まっている。危機感をいかに行動に反映するかが大きな焦点となる。

〔2〕各交渉分野における議論の進捗状況

I. 非農産品市場アクセス

1. 議論の背景

農産品以外のすべての品目（鉱工業品及び林水産物）を含む非農産品の貿易は、世界貿易の約9割を占めており、市場アクセスの改善は世界経済活性化の鍵である。累次ラウンドを通じて、先進国の関税は全体として低水準となっているが、なお一部の品目において高関税が残存し、また開発途上国の中には全体として高関税の国も少なくない。

こうした状況を踏まえ、2001年11月のドーハ閣僚宣言では、一般に新しい貿易の創造による開発のための市場アクセスの改善の役割が強調され、特に非農産品市場アクセスの分野では、関税・非

関税障壁の削減又は撤廃について交渉を行うことに合意した。

その後、2003年のカンクンにおける第5回閣僚会議は決裂に終わり、非農産品市場アクセス交渉も暫く停滞したが、2004年7月の一般理事会で採択された「枠組み合意」において、カンクン閣僚会議の際に議論された閣僚宣言案（「デルベス・テキスト」）を基本とした枠組みにより交渉を行うことに合意し、交渉は再び動き始めた。

2005年1月末にスイスのダボスで開催された非公式閣僚会合において、同年12月の香港閣僚会議におけるモダリティ合意と同夏までの「モダリティたたき台」の作成という交渉の進め方が話し合われ、また、関税引き下げ方式（フォーミュラ）に関する新たな提案が示されたことを契機に、フ

フォーミュラの具体的なあり方についての議論が本格化した。同年4月に我が国が幕張で開催したNAMA東アジア閣僚会合、6月に韓国で開催されたAPEC貿易担当大臣会合、7月上旬に大連で開催された非公式閣僚会合等を通じて、スイス・フォーミュラ（後述）支持が大勢となっていたが、新興市場の関税引き下げに高い関心を有する先進国と、開発途上国への特別な配慮を求める開発途上国の間の立場の違い、また農業交渉の難航等により、12月までのモダリティ合意は実現せず、香港閣僚会議では、スイス・フォーミュラの採用、非譲許品目についてノン・リニア・マークアップ方式の採用等に合意する香港閣僚宣言を採択し、2006年4月末にモダリティ確立を目指す新たなスケジュールが設定された。

2006年に入り、フォーミュラによる関税削減効果に関するシミュレーション結果を参照しつつ、モダリティの中核的な要素（フォーミュラの係数、開発途上国向けの柔軟性、非譲許品目に関するかさ上げ幅）について、交渉会合等で議論されたが、先進国と開発途上国の立場の違いは収斂に向かうことなく、2006年4月末までのモダリティ確立には至らなかった。

同年6月、NAMA交渉会合議長は、2004年の「枠組み合意」及び香港閣僚宣言において既に合意された事項に、交渉の現状を反映して可能な範囲で一部文言を付け加えて作成したモダリティ・テキスト案に、議長のコメントを付した報告書を発出した。6月末の閣僚会合及び7月下旬のG6閣僚会合では、農業とNAMAのモダリティ合意に向けて議論されたが、農業交渉における各国の立場の隔たりのため議論が膠着し、ラミー事務局長は、交渉の中断を宣言した。

しかしその後、ラウンドの早期再開の機運は徐々に高まり、11月の貿易交渉委員会において、ラミー事務局長は、2007年末までに交渉を終結することを目指して、各交渉議長の下での事務的作業を進めるべきとの考え方を表明した。

2007年に入って、交渉は本格化し、NAMA交

渉会合においても技術的な論点から議論を再開して、6月までに一通り議論がなされ、論点の整理は進んだものの、具体的な関税削減効果を決めるフォーミュラの係数については収斂に至らなかった。7月にはNAMA交渉会合議長から、これまでの交渉経緯に鑑み、議長として考えるNAMA交渉のモダリティ案をまとめたテキストが発出された。

これに対し、NAMA交渉において強硬な立場をとる開発途上国グループ等は、10月9日に開催された一般理事会において、議長テキストに対する批判的な立場を主張、これに続いてフォーミュラによる関税削減に対する柔軟性拡大を求める一連の提案が開発途上国から提出された。他方で、NAMA交渉に対してより高い成果を求める開発途上国は、7月の議長テキストはNAMA交渉のマנדートを反映していることを強調し、7月の議長テキストで示されているフォーミュラの開発途上国係数の幅への支持と柔軟性の拡大への反対を主張する共同文書を提出した。更に、先進国は、真の市場アクセスの重要性を強調し、7月議長テキストの係数で十分に開発途上国に配慮がなされ、柔軟性の幅も開発途上国の要求に応えたものであることを主張する共同文書を提出するなど、各グループが積極的な動きを見せたが、いずれも合意につながらなかった。

2. 現在の概況

2008年に入って開催された交渉会合では、改訂議長テキスト発出に向けてすべての論点が議論されるとともに、二国間・複数国間でも非公式な協議が精力的に行われた。

2月の一般理事会において、ラミー事務局長は、年内の交渉妥結のため、イースター前後を日程にモダリティを確立すべきとの考えを表明。NAMA交渉議長は2月8日、2007年7月以降の交渉の現状を反映した議長テキストの改訂版（第1次改訂議長テキスト）を発出した。第1次改訂議長テキストでは、2004年の枠組み合意以来記載

されていた、途上国の柔軟性にかかる数字を削除・空欄化し、柔軟性を巡る議論において、加盟国間のコンセンサスがなかったことを正確に反映した。

その後、事務レベルでの協議を重ね、同年5月20日に、NAMA交渉議長は、2月以降の議論を反映した第2次改訂議長テキストを発出した。第2次改訂議長テキストでは、係数と柔軟性の組み合わせとして3つの選択肢を提示し、関税削減率が高いほど柔軟性が拡大するスライディング・スケールの考え方が盛り込まれた。

更なる事務レベルでの協議を経て、6月25日、ラミー事務局長は7月閣僚会合の開催を表明し、7月10日、NAMA交渉議長は、閣僚会合の議論の土台となる第3次改訂議長テキストを発出した。第3次改訂議長テキストでは、前回テキスト発出以来の精力的な議論の成果を反映し、調整中であることを示す括弧の数に大幅に減少した。

7月21日より開催されたWTO非公式閣僚会合では、2日目から日・米・欧・豪・印・中・伯の主要7か国の閣僚により集中的な議論が行われた。6日目に、先進国と途上国の歩み寄りを促す議長提案が提示され、合意の姿が見えそうになった瞬間もあったが、とりわけ、途上国の特別セーフガード（農業分野）発動基準を巡って、あと一步のところで収斂を見いだせず、11日間にわたる夜を徹しての交渉も空しく、モダリティ合意には至らなかった。

8月12日、NAMA交渉議長は、7月閣僚会合における議論の積み重ねを記録したプロGRESSレポートを発表した。同レポートには、閣僚会合の結果、第3次改訂議長テキストに示された論点のうち、フォーミュラの係数及び柔軟性、反集中条項等の多くの論点について意見の収斂が見られたことが記述された。

秋以降、NAMA交渉では、分野別関税撤廃の進め方を中心に事務レベルでの協議が行われた。11月15日、金融・世界経済首脳会合宣言に、年内にモダリティ合意に至るよう努力する旨盛り込ま

れたことを受け、交渉が加速化し、12月6日に、NAMA交渉議長は第4次改訂議長テキストを発出した。第4次改訂議長テキストは、フォーミュラの係数及び柔軟性等について7月閣僚会合で収斂した数字を反映し、分野別関税撤廃と特定国（アルゼンチン、南アフリカ、ベネズエラ）の特別扱いが残された論点であることを明示するとともに、その他の論点については、交渉の進捗を踏まえ、議長が着地点と考える内容を提示した。

12月8日、ラミー事務局長は、分野別関税撤廃（NAMA）、途上国の特別セーフガード（農業分野）、綿花の3分野について関係国と協議を行い、その結果次第で閣僚会合を開催する旨表明した。しかしながら、ラミー事務局長による閣僚レベルでの調整にもかかわらず、分野別関税撤廃と途上国の特別セーフガードについて、対立する主要国の間の溝は埋まらず、閣僚会合の開催は見送られ、年内のモダリティ合意は実現しなかった。

2009年に入ってから、1月31日スイスのダボスで開催されたスイス政府主催WTO非公式閣僚会合において、主要国閣僚により、残された課題の難しさを認めつつも、ラウンド交渉の早期妥結に向けた各国の決意を再確認すると同時に、ラウンドがまとまることこそ、厳しい環境でも国際協調が可能なことを示し、最大の経済対策になるとの認識が共有された。

モダリティの中核をなす主要要素の交渉概況は以下のとおり。

(1) 関税引き下げ方式（フォーミュラ）

フォーミュラとは、個別品目ごとに適用される関税引き下げ方式であり、NAMA交渉全体の成果の水準に直結することから、交渉の最大論点となっている。「枠組み合意」において、高い関税率ほど引き下げ幅の大きい方式（非直線形）を採用することに合意していたが、具体的には大きく分けて、各国共通の方式（係数）を志向する「スイス・フォーミュラ」と、各国ごとに現行平均譲許税率を基準として方式（係数）を定める「ABI

フォーミュラ」の二つが対立してきた。後者は、現行譲許税率の高い一部開発途上国（ブラジル、インド等）が強く主張してきたが、後者では現行の各国間の関税水準格差が改善されないことから支持は広がらず、香港閣僚会議において、複数の係数を持つスイス・フォーミュラを採用することが合意された。

2006年に入り、先進国向け・開発途上国向けの2係数の水準、開発途上国向けの柔軟性の幅及び非譲許品目のかさ上げ幅について、一定の作業仮説の下、実際のデータを用いて関税削減効果についてのシミュレーションも試みられた。

実際の貿易拡大による開発の成果を生む観点から実行税率の削減効果を評価すべきとする先進国と、これに反発し「関税削減における相互主義の軽減」とは譲許税率の削減率の平均が先進国において開発途上国よりも大きい係数とすべきとする開発途上国との間で議論が重ねられ、2008年7月の閣僚級会合において、係数及び柔軟性の数字について、議長提案で一定の収斂が見られた。（なお、アルゼンチン、南アフリカ等一部の途上国は、フォーミュラ適用による関税の引き下げを緩和する特別な取扱いを要求）

(2) 開発途上国向けの柔軟性

枠組み合意において、開発途上国については一定の限度内で、フォーミュラ適用による関税引き下げの軽減又は免除が認められている。開発途上国はこの関税引き下げにおける柔軟性の確保・拡大を主張する一方、先進国は、この柔軟性が適用されると、高関税品目が温存されるおそれがあるとしてこれを必要以上無制限に認めるべきではないと主張し、先進国と開発途上国の主たる対立点となっている。

関税削減率が高いほど柔軟性が拡大するスライディング・スケールの考え方と関税分類の各章ごとに柔軟性の適用を制限する反集中条項が導入され、2008年7月、先進国と途上国の歩み寄りを促す議長提案に対して収斂がみられた。

(3) 非譲許品目の扱い

非譲許品目は、関税引き下げの困難な品目であることが多いことから、各国の間で議論が対立してきたが、2005年6月のAPEC閣僚宣言を受け、原則としてすべての品目の譲許、フォーミュラ適用による関税引き下げ、低関税率の品目への配慮という三つの原則について、一部の国を除き、広範な共通理解が得られた。同年12月の香港閣僚会議では、非譲許の低関税品目に配慮するための方式として、基準年（2001年）の実行税率に一定のかさ上げをした上でフォーミュラを適用する「ノン・リニア・マークアップ方式（非線形かさ上げ方式）」の採用について合意した。これを受けて、具体的なかさ上げの幅について交渉が行われた結果、25%ポイントのかさ上げ幅とすることで収斂がみられた。

(4) 分野別アプローチ

分野別関税撤廃は、産業分野を特定してフォーミュラ適用による関税引き下げを超える関税撤廃・関税率の調和を行おうとするもの。現在、電気・電子や化学等、14の分野が提案されている。分野別関税撤廃の成立要件としては、各分野における世界貿易の大多数を占める加盟国が参加することとされているため、参加国を増やすべく、各分野の主導国を中心にアウトリーチ活動が行われている。我が国は、電気電子及び自動車・自動車関連部品の分野別関税撤廃の議論を主導している。

なお、分野別関税撤廃については、モダリティ合意後に参加の条件等について具体的に交渉することとなっているが、加盟国間の立場の違いを踏まえ、交渉にかかる予見可能性を高める観点から、モダリティ合意時に交渉への参加国と参加する分野を明示する案と、香港閣僚宣言において分野別関税撤廃への参加は非義務的なものとされていることを理由に、モダリティ合意時には交渉参加国が具体的にどの分野の交渉に参加するかを明示しない案の2案が、第4次改訂議長テキストにて提

示されている。また、分野別起案税撤廃の成立を重視し、分野別への参加は交渉全体の成果にかかるとする主張と、あくまで分野別関税撤廃への参加は非義務的なものであるとする主張とが対立している。

(5) その他

関税以外の市場アクセスの阻害要因である非関税障壁についても、関心国主導で議論が進められている。我が国は、輸出規制の透明性強化に係る提案を行っている。

II. 農業

1. 議論の背景

現在行われているWTO農業交渉は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、「助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減する」という長期目標に向けた改革を継続するため、2000年3月に開始された。その後、2001年11月のドーハ閣僚宣言において、農業交渉も他の分野と同様にドーハ・ラウンドのシングル・アンダーテイキング（一括受託）の一部をなすものとして位置づけられたが、交渉のモダリティの確立期限とされた2003年3月までには合意が得られず、また、同年9月にメキシコ・カンクンで開催された閣僚会議もシンガポール・イシューを中心に先進国、開発途上国間の立場の違いが埋まらず、農業交渉を含め何ら具体的な合意のないまま閉会した。交渉は2004年3月から農業委員会特別会合が再開され、精力的な交渉が行われた結果、同年7月の一般理事会において枠組合意が成立した。2004年10月から、追加的な政治的意思決定を必要としない技術的問題を中心とした議論が行われたが、議論は収斂せず、2005年7月末のモダリティ（詳細な取極め）のたたき台の提示や、同年11月中旬までに提示することとなっていたモダリティ案の作成は見送られた。同年12月13日から18日に香港で行われた第6回閣僚会議では、ラミー事務局長及び一般理事会議長か

ら閣僚会議に送付された閣僚宣言案について少しでも内容の「上積み」を図る努力をすべき、との観点から、活発な議論が行われ、結局、輸出補助金の撤廃期限について、輸出国側が主張する2010年ではなく2013年とすること、また、輸出競争分野の並行的なモダリティが確立してはじめてこの撤廃期限が確定するとの条件をつけることが合意された。

最終的に採択された香港閣僚宣言のうち、農業関連部分の概要は以下のとおりである。

①市場アクセス

- ・関税削減について、適切な境界値について合意が必要であることを認識しつつ、4階層を採用。
- ・関連するすべての要素を考慮に入れ、重要品目の扱いに合意する必要性を認識。
- ・開発途上国は、タリフラインの適切な数をSP（特別品目）として指定する柔軟性を有する。
- ・開発途上国は、輸入数量及び価格のトリガーに基づくSSM（特別セーフガード措置）を用いる権利を有する。

②国内支持

- ・総合AMS（助成合計総量）及び貿易歪曲的支持全体の削減について、3階層に分け、高階層ほど大きく定率削減。いずれの場合も、支持水準が最も高い加盟国（EU）が最上位階層、2、3番目に高い加盟国（我が国、米国）が中位階層、他の加盟国が最下位階層に入る。低い階層に属し相対的な総合AMSの高い先進国は総合AMS削減の追加的努力を行う。
- ・貿易歪曲的支持全体の削減は、総合AMSの最終譲許水準、デミニミス、青の政策の削減の合計の方が小さくても行われる必要。
- ・AMS約束を有していない開発途上国は、デミニミス及び貿易歪曲の国内支持全体の削減を免除。

- ・緑の政策の基準は、貿易歪曲性が最小以下の開発途上国の政策が緑の政策に含まれることが確保されるよう、再検討。

③輸出競争

- ・2013年までの、すべての形態の輸出補助金の並行的撤廃及び同等の効果を持つすべての輸出措置に対する規律の確保に合意。実質的な部分が実施期間の前半に実現されるよう、今後モダリティで具体化される形で、漸進的かつ並行的に達成。
- ・輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する規律は、2006年4月30日までにモダリティの一部として完成。
- ・モダリティの完成があって、はじめて、すべての形態の輸出補助金の撤廃期日が、漸進性及びパラレリズムの内容とともに確定。

④交渉スケジュール

- ・モダリティを遅くとも2006年4月30日までに確立し、これらのモダリティに基づき、包括的な譲許表案を遅くとも2006年7月31日までに提出。

2. 現在の概況

香港閣僚宣言を踏まえ、2006年初めから、モダリティ合意等に向けて精力的に交渉が行われたが、各国の意見の収斂が見られなかったため、4月末のモダリティ合意には至らなかった。

その後、G8サンクトペテルブルク・サミットでの要請を受け、2006年7月下旬のG6閣僚会合において集中的な議論が実施したが、米国の補助金削減、EUやG10の農業の市場開放、開発途上国の非農産品・サービスの市場開放等から主要国をはじめとする各国の意見の隔たりが縮まらず、ラミー事務局長の判断により、農業分野を含むすべての交渉が一時中断された。2006年9月以降、G20やケアンズグループが閣僚会合を開催をする等、農業分野においても閣僚レベルで交渉再開に向けた動きが示された。同年11月には、APEC首脳会合に参加し、首脳レベルでのコミットに確信

を得たラミー事務局長が各交渉議長に対し、それぞれの事情に応じた協議を進めるよう促し、農業分野でもファルコナー農業交渉議長が非公式農業少数国会合（ファイヤーサイドチャット）等を開催し、精力的に技術的議論を行った。

2007年1月末ダボス会議を経て交渉が本格的に再開し、G6等の少数国プロセスとジュネーブにおけるマルチの交渉会合において、EUが関税削減率について、米国が国内支持の削減について譲歩の姿勢を見せる等、収斂の方向性が見え始めた。しかし、少数国プロセスは同年6月に、米国の農業国内支持の削減やNAMAにおける開発途上国の扱い等の論点をめぐり決裂し、交渉議長の下でマルチのプロセスが進むこととなった。その後、7月にNAMAと共に議長テキストが発出され、農業テキストについては、開発途上国を含め、各論では異論はあるものの、今後の交渉の議論のベースとして受け入れ可能であるという意見の下、マルチの場で議論を積極的に行っていくこととなった。議長テキストに基づき、ジュネーブにて夏休み後の9月以降、各論点に基づいた集中的な交渉が行われた。

これらの議論の結果を踏まえて、2008年2月に改訂議長テキストがNAMAと同時に発出され、7月には、WTO閣僚会合の開催を前に、議論のたたき台となり得る改訂議長テキストがNAMAと同時に発出された。7月の閣僚会合の際には、モダリティ合意に向けてラミーWTO事務局長が調停案を提示したものの、農業分野における開発途上国向けの特別セーフガード措置（SSM）を巡り、一部の開発途上国と先進国が対立し、これらが原因となって交渉は決裂した。その後、事務レベルでの協議が再開された。11月のG20金融サミットやAPECの首脳声明において、年内モダリティ合意に向けた強いメッセージが盛り込まれたことから、12月には閣僚会合開催の機運が高まり、議論のたたき台となり得る改訂議長テキストが再びNAMAと同時に発出された。閣僚会合の開催に向けて調整が行われたものの、NAMAの分野

別関税撤廃のほか、SSMなどの農業分野における論点を巡り、一部の開発途上国と先進国との溝が埋まらず、これらが原因となって閣僚会合の開催は見送られた。2009年に入って以降は、議長の下で事務レベルの協議が続けられている。

我が国としては、「多様な農業の共存」を基本理念とし、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指して交渉に取り組んでおり、食料輸入国としての我が国の主張が適切に反映されるよう引き続き最大限の努力を行っていく。

Ⅲ. サービス交渉

1. 議論の背景

サービスの自由化交渉（特定約束交渉）は、農業と同様に、ウルグアイ・ラウンド最終合意において次のラウンド開始を待たずに交渉を開始することが決められたアジェンダ（いわゆる「ビルト・イン・アジェンダ」）として、2000年初めから開始された（サービス貿易協定（GATS）（以下「サービス協定」）19条）。

その後、2001年11月のドーハ閣僚宣言において、サービス交渉の交渉期限が他の交渉項目と同様に2005年1月1日と設定されたことにより、サービス交渉も他の交渉項目とともに包括ラウンドの中でシングル・アンダーテイキング（一括受託）の対象として扱われることとなった。また、同閣僚宣言において、2002年6月末までに最初の貿易障壁撤廃要求（初期リクエスト）を、2003年3月末までに撤廃要求への最初の回答（初期オファー）を各国が提出することとされた。

我が国は、全加盟国に対して初期リクエストを提出し、またウルグアイ・ラウンド以降に自主的に自由化した分野を初期オファーに含めた。その他、包括的な交渉提案や、海運交渉の促進を提唱する共同提案、人の移動、最恵国待遇（MFN）免除、エネルギー及び教育それぞれに関する交渉提案を追加的に提出、更に、サービス貿易に係る分野横断的なルールについては、国内規制規律

（サービス協定6条4項）に関する日本提案を提出する等、積極的に交渉に臨んできた。しかしながら、2003年3月末に初期オファーの提出期限が到来したにも拘らず、提出国は先進国を中心とした一部の国に止まったこと、更に同年9月にカンクンで行われた第5回閣僚会議の交渉が事実上決裂し、当初2005年1月1日までとされた交渉期限は事実上延期になったことにより、サービス交渉は停滞気味となった。

その後、2004年7月末の「枠組合意」において、2005年5月までに初期オファーを改善した「改訂オファー」を提出することが合意され、それに向けて各サービス貿易分野において交渉の進展の重要性を強調するステートメントが出されるなど、交渉再活性化に向けた動きが見られた。しかし、提出期限を過ぎても改訂オファーの提出数が伸びなかったことから、従来のリクエスト・オファー方式では十分な自由化が達成できないとして同方式を補完するアプローチの必要性が加盟国の間で認識され、その具体的な方法として、量的目標設定、質的目標設定、及び、分野・モード別複数国間（プルリ）交渉の導入が議論されるようになった。

2005年12月の香港閣僚宣言では、①質的目標として各モードについての努力目標の設定、②交渉形式として分野・モード別のプルリ交渉の導入、③交渉日程として2006年2月末までに（又はそれ以降可能な限り早急に）関心国の共同リクエスト、7月末までに各国の第二次改訂オファー、10月末までに各国の最終オファーを提出すること、が決まった。

交渉がなかなか進展しない背景の1つとして、サービス交渉自体に対する姿勢に先進国と開発途上国との間で一般的に大きな違いが存在することが指摘されている。すなわち、一般的に金融や電気通信等の主要サービス分野で競争力のあるサービス産業を有する先進国は本交渉に積極的であるのに対し、サービス産業が未発達な開発途上国側には、先進国主導でサービス貿易の自由化交渉が

進められることに強い懸念があると考えられている。その違いはサービス貿易の4形態についての先進国と開発途上国の関心の違いにも現れており、先進国が最も関心を有しているのは、相手国に商業拠点を設置しての貿易（＝モード3）である一方で、開発途上国にとっては人の移動（＝モード4）が最大の関心事項となっている。

2. 現在の概況

香港閣僚宣言を受けて、21分野の共同リクエストが現在までに揃い（2007年に提出された観光分野を含む）、我が国は、15分野（コンピュータ関連、金融、電気通信、海運、建設、流通等）でリクエスト国、残り6分野（人の移動、越境取引等）で被リクエスト国として、全分野の交渉に積極的に参加している。

2006年7月のEU主催の非公式サービス閣僚会合では、サービス分野の重要性が閣僚レベルで改めて確認されるとともに、香港閣僚宣言にて同月末が提出期限とされた第二次改訂オファーの内容について、各国がそれぞれ検討中のオファー内容を紹介するなど、極めて前向きな雰囲気となった。ただし、オファーの質やタイミングを農業分野の進展と関連づける開発途上国もあり、実際に期限前後に主要国のオファーが出揃うかどうかは明らかではない状況であった。そのような状況の中、7月下旬の農業・NAMAに係る閣僚会合の結果を受けて、ラミー事務局長はラウンド交渉全体を中断することを宣言し、サービス分野における7月末の第二次改訂オファー提出期限も無効となった。

その後、2006年11月の非公式貿易交渉委員会における、ラミー事務局長の各交渉グループ議長の下での実務レベルの交渉再開宣言を受け、サービス分野においても、今後の進め方や第二次改訂オファーにおける自由化内容について協議が再開された。2007年1月、4月、9月、11月と断続的に交渉会合が開催され、次期改訂オファー提出期限の再設定や新たなオファーの指針の作成等につい

て議論が交わされた。

2008年に入ると更に交渉は加速し、ジュネーブでの高級実務者レベル会合（SOM）、大使級レベルの会合や本国首都における働きかけ・バイ交渉も行われ、その結果として、以下に述べる通り、「議長報告書」の発出と「シグナリング閣僚会合」開催という成果が見られた。すなわち2008年2月には、デ・マテオ・サービス交渉議長が、農業・NAMAのモダリティ合意時にサービス分野で合意されるべきテキストの案を実質的に含む、「議長報告書」を加盟国に提示。同年5月、7月にそれぞれ改訂版の報告書が提示されており、2008年7月の非公式閣僚会合後に提示された同報告書には、①サービスにおける野心の水準、②次期オファーにおける自由化水準、③次期オファー及び最終約束表の提出期限（DDA全体の動向次第という趣旨でブラケットが付されている）等が規定されている。また、2008年7月の非公式閣僚会合時には次期自由化オファーの内容を予告（シグナル）する「シグナリング閣僚会合」が開催され、我が国産業界の関心の高い金融、電気通信、建設、流通等の分野において、外資規制の緩和等、市場アクセスの拡大を約束する旨が表明された。

これらのとおり、サービス分野については一定の前進がみられ、サービス議長報告書（実質的なサービステキスト案）についても、内容に関する議論は収れんしており、キューバ、ボリビア、ベネズエラ、ニカラグアの4か国が新たなサービステキストの作成に反対している点のみが残されている。したがって、サービス分野の交渉は、農業・NAMAの交渉の進展を待つという状況となり、7月のシグナリング閣僚会合以降、技術的な議論を除いて、実質的な交渉は行われていない。

IV. ルール分野

<i>アンチ・ダンピング>

1. 議論の背景

現行の1994年関税及び貿易に関する一般協定第

6条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング（AD）協定）は1994年に終結したウルグアイ・ラウンド交渉において改正された。しかし、AD発動件数、発動国とも増大する中で、現行ルールの解釈や適用方法等に大きな差異が生じ、これがもとで安易な措置の濫用が見られるようになってきた。AD措置の濫用は、ラウンド交渉による市場アクセスの改善の効果を無にするものであり、とりわけ、開発途上国からの輸入品をAD措置の対象とすることにより、開発途上国の経済発展を阻害していることも大きな問題である。また、開発途上国同士でAD措置を発動し合うという傾向も見られる。

このような問題意識から、我が国は、自由貿易体制を維持し世界経済の発展を促進するためには、AD措置の濫用防止に向けたAD規律の強化を行うことが必要であると考え、我が国と同様の考えを持つ多くの国々とともに、新ラウンドにおけるAD協定改正のための交渉の実現を求めてきた。しかし、国内の鉄鋼産業などとの関係上、AD措置の発動が政治的に重要な事項となっている米国は、規律強化に強く反対し、その結果、議論は2001年11月のドーハ閣僚会議にまでもつれ込むこととなった。米国対AD交渉賛成国の構図が鮮明な中、ルール分野のファシリテーターである南アフリカ・アーウィン議長を交えた協議及び当事国間同士の協議を重ねた結果、AD交渉に強硬に反対する米国の立場に配慮するべく若干の調整を行ったうえで、最終的には、ドーハ閣僚会議の閣僚宣言に明示的にAD交渉を行うことを盛り込むという形となった。

ドーハ閣僚会議以降、貿易交渉委員会の下に設けられたルール交渉グループ（AD、補助金・相殺関税措置、地域貿易協定の交渉を所掌）では、2002年3月の初回会合以来これまでに42回（2009年2月末現在）の交渉会合が開催されている。我が国を含む「ADフレンズ」（後述）は、AD協定の改正・明確化を行うべき論点を提示するとともに、改正内容を明示した詳細提案を順次提出する

など交渉をリードしている。2005年4月からは、全体会合に加え、交渉を加速する一手段として、ヴァイエス議長（ウルグアイ大使）のイニシアティブにより、10数か国程度の少数国会合が開催されてきた。2005年9月会合からは個別項目ごとに「議長の友（ファシリテーター）」が指名され、2006年3月会合からは議長自らが議題設定を行い、ファシリテーターがメモを作成するなど、議論の更なる進展が図られてきた。

2005年の香港閣僚会合では、他の交渉分野の議論の進展を踏まえつつ、議長に包括的な条文案（改定テキスト）を提示する権限を付与することを確認。閣僚宣言は、附属書Dにおいて、①交渉の進展状況の報告、②今後の交渉の範囲と目的、③今後の段取りについて言及があり、必要な要素が盛り込まれ、各国の様々な利害をバランスさせた内容となっている。

2. 現在の概況

（1）ルール議長テキスト発出（2007年11月）

2007年11月末に、「ルール議長テキスト」が公表された。AD分野については、AD措置の失効（サンセット）など方向性が評価されるものもあるが、これらの点についても依然一層の規律の強化が必要であるのみならず、交渉会合において大多数の国が禁止を主張してきたゼロイングの容認が入るなど、全体としてバランスを逸しており、強く懸念をせざるを得ない内容となっていた。その後の交渉において、2007年12月には、我が国は、ブラジル、中国、インド等の20か国と共同で、議長テキストにおいてゼロイングが容認され、テキストがバランスを失していることに対する強い懸念を表明する共同声明を発出した。また、2008年1月の交渉会合においても、20か国が共同提案国としてゼロイングを全面的に禁止する代替案を提示した。その後も、我が国を始めとする多くの国が、ゼロイングの禁止など交渉の状況を反映させた「改訂議長テキスト」の発出を強く求めてきた。

(2) ルール議長作業文書発出 (2008年5月)

各国から改訂議長テキストの早期発出の要望が強まる中、2008年5月、ルール交渉議長から、「作業文書」が公表された。これは、「改訂テキスト」ではなく、議長は、文書のカバーレターにおいて、2007年11月の議長テキストを改訂する強い意志を引き続き有しているものの、改訂を行うだけの十分な土台がないため、「中間的なもの」として「作業文書」を発出することとした旨を説明した。議長作業文書におけるAD部分は、議長テキスト発出以降、議長作業文書公表までの交渉を概括したものであり、議長テキストの各論点についての各国の反応及び議長テキスト発出後になされた各国の条文提案を記したものであった。

議長作業文書発出を受けて、我が国は、甘利経済産業大臣（当時）の談話を発表した。談話では、①作業文書において条文自体は何ら改訂されておらず、我が国が議長に求めている改訂議長テキストとの間には依然大きな溝があり失望を禁じ得ないこと、②引き続き議長に早期の改訂テキスト発出を促していくことを表明した。また、7月には、ADフレンズや中国等19か国を組織し、上記大臣談話に沿った内容の共同声明を発出した。

(3) ルール改訂議長テキスト発出 (2008年12月)

議長作業文書公表以降、ルール交渉会合は開催されず、各国からは早期の改訂議長テキスト発出及び交渉の再開を求める声が強まった。その後、2008年末の閣僚会合開催が見送られた後、12月末に「ルール改訂議長テキスト」が公表された。ADについては、各国の立場にある程度収斂のある点のみ、条文改正案を提示したものであり、各国の見解が対立する「ゼロイング」や「サンセット」など12項目は、条文改正案は盛り込まれず、各国の見解とともに項目名のみが記載された。

改訂議長テキスト発出を受けて、我が国は、二階経済産業大臣の談話を発表した。談話では、①新たなテキスト発出は、ルール交渉を再開させるとともにドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向け

て議論を前進させる一歩であること、②ゼロイングの合法化は盛り込まれていないものの、禁止の明確化までは踏み込んでいないなど多くの重大な論点が残されていること、③一括受諾の中で重要なルール分野において十分規律強化された最終成果を得るべく交渉に全力を傾ける旨を表明した。また、2009年2月には、改訂議長テキスト発出後、最初のルール交渉会合が開催され、我が国は、二階大臣談話と同趣旨の発言を行った。

(4) ルール交渉における主要国の立場

①ADフレンズ（我が国、ブラジル、チリ、韓国、ノルウェー、スイス、コロンビア、コストリカ、香港、イスラエル、メキシコ、シンガポール、タイ、トルコ、台湾の計15か国・地域）

AD措置の濫用防止のためにADの規律強化・明確化を目的とする国々のグループ。専ら自国の輸出産業がAD措置のターゲットとなっている輸出国側の立場が強い国（香港、ノルウェー等）から、自らもAD措置発動を増加させつつある穏健なAD発動国（ブラジル等）まで幅広く含む。我が国は、ADフレンズのリーダーとしてAD交渉に積極的に参加している。

②米国

WTOにおけるAD関連の紛争処理案件（直近では紛争全体の約5割）のうち、半数近くが米国のADを問題視したもの（バード修正条項、サンセット、ゼロイング等）。米国政府は、議会や産業界（鉄鋼等）にADの発動を求める強い意見があることを踏まえ、発動当局の裁量を最大限維持することを重視しており、ADの規律強化には消極的。ただし、迂回防止措置等の一部の論点や、開発途上国によるAD措置濫用を防止するための手続の透明性向上には前向き。なお、ゼロイングをWTO協定違反とする上級委員会の決定を激しく批判しており、交渉会合においてはゼロイング容認を協定に盛り込むよう、強く求めている。

③EU

EUは、ADの規律強化に基本的には賛成の立場であるが、対開発途上国を中心にAD措置を積極的に活用していることから、米国と我が国等ADフレンズの中間的な立場を採っている。交渉において、我が国とは論点に応じて是々非々で連携しており、2003年7月には、日・EUで「AD手続における調査コスト削減に関する提案」を共同提出した実績もある。

④インド

インドは、AD措置の濫用防止を目指した提案を行っており、ADフレンズの主張と重なる部分もある。2006年3月のルール交渉会合では、レッサー・デューティー・ルール（AD税率を必要最小限度に抑える）の義務化をブラジル・香港とともに共同提案した。また、ゼロイングについても我が国と同様に全面禁止の立場を採っている。その一方で、WTO加盟国第1位の発動大国であり、措置の透明性に欠けるとして各国から批判もある。また、開発途上国への配慮（S&D）についても主張している。

⑤中国

中国は、自らもAD措置の発動を増加させているが、米国等のAD措置の標的となっており、世界最大のAD被発動国であるため、ADの規律強化には前向き。交渉においては、ゼロイングについても我が国と同様に全面禁止の立場を採るなど、規律強化や透明性の向上を強く主張している。

<ii> 補助金・相殺関税>

1. 議論の背景

2001年11月のドーハ閣僚宣言により補助金及び相殺措置に関する協定（補助金協定）の規律の明確化・改善のための交渉を行うこととなった。また、その一環として漁業補助金についても議論することが明記された（同宣言パラグラフ28）。ルール交渉グループでは、2009年2月までに42回の交渉会合が開催されている。

2005年12月の香港閣僚宣言では、附属書D（ルール交渉）において、ドーハ閣僚宣言による権限

の範囲内のすべての分野で、AD協定及び補助金協定の改正という形で実質的な成果を得ることは、ルールに基づく多角的貿易体制の発展とドーハ開発アジェンダ交渉の全体としてのバランスを確保する上で重要であるとの認識が示され、議長に対し、ラウンドの終結時期との関連において、期限内の成果を確保するために十分に早いタイミングで、交渉の最終局面のベースとなる包括的な条文案（議長テキスト）を準備する権限が与えられた。

2. 現在の概況

香港閣僚会合では、2006年7月がルール交渉議長による議長テキスト提出の目標期日とされた。しかし、同年7月に開催されたG6閣僚会合でドーハ・ラウンド交渉全体が中断されたことにより、議長テキストの発出はなされなかった。その後、同年12月に、補助金分野（一般補助金分野及び漁業補助金分野）については、技術的な議論を行うための交渉会合が再開され、ADに比べ相対的に議論が遅れていた補助金分野の議論が進められた。

2007年11月末に、「ルール議長テキスト」が発出された。議長テキストにおいては、一般補助金分野では、補助金利益の算定方法に関する規定の追加等が盛り込まれるとともに、漁業補助金分野では、漁港インフラ補助金、操業経費補助金等の禁止される補助金と、資源管理補助金等の禁止の例外となる補助金が列挙された。

その後の交渉において、ルール交渉分野全体として各国から改訂議長テキストの早期発出の要望が強まる中、2008年5月、ルール交渉議長から「作業文書」が公表された。補助金分野についてもAD分野と同様に、「改訂テキスト」ではなく、議長作業文書公表までの交渉を概括し、議長テキストの各論点についての各国の反応及び議長テキスト発出後になされた各国の条文提案を記したものであった。

更に、2008年12月に「改訂議長テキスト」が発

出され、一般補助金分野では、AD分野と同様に、各国の立場が一定程度収斂している分野について条文案が提示され、各国の見解が対立する「輸出信用」等については、条文改正案は盛り込まれず、各国の見解とともに、項目名のみが記載された。また、漁業補助金分野については、規律のあり方に関する各国の意見の隔たりが大きく、現時点では改訂テキストを提示できないとして、禁止補助金の範囲や適用除外等の今後の議論すべき主要な論点を質問形式で列挙した「漁業補助金に係る議論のためのロードマップ」が提示された。

本交渉分野（一般補助金及び漁業補助金）に関する主要国の立場は、以下のとおり。

①補助金・相殺措置規律一般

一般補助金については、これまでのパネル・上級委員会の判断を踏まえた関連条文の改正や過去に失効した条文の復活といった提案がなされてきた。

米国は、「禁止補助金の拡大」に関し、2006年2月、財政状況が悪化した企業に対する出融資や、産業の再編、合理化を妨げる補助金、更には現在失効している第6条1項対象の補助金が新たに禁止補助金とする有力候補であるとの提案を行い、2007年6月には、2月の提案を踏まえた協定条文の改正提案を提出した。また、2006年5月には補助金利益の配分方法に関する提案を提出した。

EUは、2006年5月に、国内向け販売価格と輸出価格の二重価格制度や、コスト割れ融資等を禁止補助金に追加することを提案した。

カナダは、2006年5月に「著しい害」について第6条1項（1999年末で失効）の復活と規律の改善等を提案し、同月にはブラジルも同じく「著しい害」に関する提案を行った。カナダは、「特定性」についても、様々な要素を総合判断すべきとの提案を2006年5月に提出したほか、「補助金利益の移転」について、2004年6月から2回にわたり提案した。

豪州は、2005年4月から4回に渡り、WTO違

反が確定した補助金の撤廃に関する規律を明確化する提案を行っており、「事実上の輸出補助金」の規律の明確化についても2004年10月から4回にわたり提案してきた（2005年11月にブラジルも提案）。

その他、輸出信用（ブラジル）や相殺関税規律の明確化（カナダ、EU、台湾、インド）等の条文提案が提出され、議論が行われてきた。

なお、開発途上国は、開発目的のため特別かつ異なる待遇（S&D：Special and Differential Treatment）を要求しており、2006年5月にインド、エジプト、ケニア、パキスタンが、輸出補助金の例外措置の判断基準に関する提案を提出した。

我が国は、提案ペーパーは提出していないものの、ADの規律強化と同様に、補助金・相殺措置に関する規律強化、明確化には賛成の立場で交渉に臨んでいる。

②漁業補助金

我が国を含む多くの国が提案ペーパーを提出し、漁業補助金の規律の明確化・改善に向けて活発な議論が行われてきた。ニュージーランド、チリ、米国等（フィッシュ・フレンズ）は、漁業補助金が貿易歪曲性を生むだけでなく水産資源の悪化に拍車をかけているとして、漁業補助金を原則禁止とした上で、例外として認められた補助金のみを許容する方式をとるべきとの考えを有する。これに対し我が国、韓国、台湾及びEU等は、漁業補助金を原則禁止とする方式は、資源管理に貢献する補助金を禁止する恐れがあるだけでなく、「WTO補助金協定の原則に則って」漁業補助金の規律の明確化・改善を求めるドーハ宣言及び「過剰漁獲及び過剰漁獲能力につながる特定の補助金を禁ずる」香港閣僚宣言を超えるものであると反対しており、真に資源に悪影響を与える漁業補助金のみを禁止すべきとの立場であり、また、多くの開発途上国は、どのような形にせよ、開発途上国の漁業発展を妨げるような規律の強化をすべきでないとの立場である。議長テキストについては、

このような様々な立場に基づく議論が行われている。

＜iii＞ 地域貿易協定＞

1. 議論の背景

RTA（Regional Trade Agreement：地域貿易協定）は、WTO協定においてはMFN（Most-Favored-Nation Treatment：最恵国待遇）原則の例外として認められている。WTOの基本原則であるMFN原則の空洞化を防ぐため、その要件として、モノの貿易についてはGATT第24条において、地域貿易協定の締結により、関税及びその他の通商規則が締結以前よりも高度なものの又は制限的なものとならないこと（第5項）、並びに関税その他の制限的通商規則を「実質上のすべての貿易（substantially all the trade）」について廃止すること（第8項）等を定めている。また、サービス貿易についてはサービス協定（GATS）第5条において、「相当な範囲の分野（substantial sectoral coverage）」を自由化の対象とすること（第1項a）等を求めている（第Ⅱ部第1章「最恵国待遇」及び第15章「地域統合」を参照のこと）。

上記の要件の具体的解釈については、GATT時代から解決していない「システムック・イシュー」として、1996年に設立されたCRTA（地域貿易協定委員会）において議論されてきたが、各国の主張の対立から合意は得られなかった。2001年11月のWTOドーハ閣僚会議において、RTAの規律強化を交渉事項とする旨、宣言案文に入れるよう香港等が働きかけ、これに明確に反対する国もなかったことから、最終的に閣僚宣言で交渉事項として決定された。

ドーハ閣僚宣言では、「RTAに適用される既存のWTOルールに基づく規律及び手続の明確化及び改善に関する交渉」がうたわれ、具体的には、①実体的規律（GATT第24条、サービス協定第5条及び授權条項）の解釈の明確化及び②手続的規律（通報、CRTAにおける審査手続等）の改善が論点となっている。

2. 現在の概況

本件交渉は、WTOのルール交渉グループにおいて行われており、2002年5月の第1回会合以降、豪州、EU、中国、我が国等が論点ペーパーを提出している。これら各国提案等を通じて、これまでの会合では、実体的問題として、①GATT第24条第8項の「実質上のすべての貿易」の判断基準（タリフラインをベースとすべきとの主張、質的要素及び量的要素の双方をベースとした基準を設けるべきとの主張、量的アプローチをとるべきとの主張等種々の提案がなされている）、②GATT第24条と授權条項との関係等が論点として取り上げられている。

手続的規律については合意に至り、2006年12月14日の一般理事会において、地域貿易協定透明性メカニズムが採択された。ドーハ宣言パラグラフ47の「アーリーハーベスト」として暫定的に適用されている（詳しくは、第Ⅱ部第15章「地域統合」参照）。なお、運用開始一年後にその運用を踏まえてシステムを見直し、恒久的なメカニズムとすることが予定されていたが、審査実績が十分に蓄積されていないことから、2007年における見直しは見送られた。

我が国においては、2002年11月にシンガポールとの間で、自由貿易協定の要素を含む最初の経済連携協定が発効し、2005年4月にはメキシコとの間で、2006年7月にはマレーシアとの間で、2007年9月にはチリとの間で、同年11月にはタイとの間で経済連携協定が発効した。また現在インド、豪州等と経済連携協定締結のための政府間交渉中であり、更に今後も、WTO体制を補完するものとして、積極的に各国と経済連携協定の締結を目指していくこととしている。したがって、我が国としては、我が国及び世界各国が結ぶRTAのWTO協定整合性を明確化する観点から、現在のラウンド交渉で行われているRTAの規律についての議論に対し、今後も積極的に取り組んでいくこととしている。

V. TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面）

<i>i)</i> 地理的表示

1. 議論の背景

地理的表示とは、“シャンパン（ワイン）”・“ゴルゴンゾーラ（チーズ）”等のように、単なる商品の生産地表示ではなく、生産地表示が、その生産地の地理的な要素に由来する商品の品質や評判を想起させるもので、TRIPS協定の下でも知的財産権としての保護が規定されている。

TRIPS協定第22条では、消費者の誤認混同を要件に地理的表示一般の保護を想定しているのに対し、同第23条では、ぶどう酒（ワイン）と蒸留酒（スピリッツ）について、誤認混同の有無を問わず地理的表示に強力な法的保護を与えることを想定している。これには、第22条の保護に追加する保護という意味で「追加的保護」という言葉が使われている。

この地理的表示に関しては、2001年のドーハ閣僚宣言（パラグラフ18）において、(i) ワイン・スピリッツの地理的表示の多国間通報登録制度創設も他の交渉項目とともに包括ラウンドの中でシングル・アンダーテイキング（一括受諾）の対象として扱われることとなり、(ii) 第23条に規定されている地理的表示の追加的保護の対象産品をワイン・スピリッツ以外の産品に拡大することにつき、2002年末までのTRIPS理事会での議論の結果を貿易交渉委員会へ報告することが合意され、以後も精力的な議論が行われた。

2005年12月の香港閣僚宣言では、(i) ワイン・スピリッツの地理的表示の多国間通報登録制度創設についてはドーハ閣僚宣言において予測された交渉終結の期間内に交渉を完了すべく交渉を強化すること（パラグラフ29）、(ii) 追加的保護の対象産品をワイン・スピリッツ以外の産品に拡大することについては、協議プロセスを加速し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも2006年7月31日までに適切な行動をとること（パラグラフ39）と

された。

2. 現在の概況

多国間通報登録制度については、TRIPS理事会特別会合にて交渉が行われている。本件につき、我が国、米国、カナダ、豪州等は、過度な負担がかかる制度を創設すべきではなく、WTOに各国の地理的表示を通報・登録するデータベースを作成することで十分であり、WTOに登録されても、その地理的表示を保護するかどうかは、各国で別途判断が可能なスキームにするよう提案している。一方で、EC、スイス等は、データベースの作成だけでは、十分な地理的表示の保護は図れないとして、通報・登録された地理的表示は、各国でも自動的に法的効果を有するようにすべき、という主張をしている。

追加的保護の対象産品拡大については、従来、WTO事務局次長主催の実施協議にて議論されてきたが、拡大反対派と拡大賛成派の対立が続いている。米国、カナダ、豪州等は、地理的表示はTRIPS協定第22条レベルの保護で十分であるとして、追加的保護の対象産品の拡大に反対している。これに対し、EC、スイス、インド等は、ワイン・スピリッツ以外の産品への地理的表示の保護は不十分で、拡大は消費者保護を促進するとして拡大に賛成している。このように加盟国間の間に意見の隔たりが大きく、議論の収束には至っていない。

2008年7月の閣僚会合に先立ち、EC、スイス、ブラジル、アフリカグループ等は「多国間通報登録制度」及び「追加的保護の対象産品拡大」、下記の「TRIPSと生物多様性条約（CBD）の関係」の3項目を一括受諾の対象として交渉すべきと主張し（パラレリズム）、閣僚が合意すべき事項について新たな提案を行った。一方、我が国、米国、豪州等は、一括受諾の対象は「多国間通報登録制度」のみであり、技術的内容の異なる3項目を一括して議論することに否定的な立場であった。閣僚会合の際には、ラミーWTO事務局長の要請によりストーレ・ノルウェー外務大臣が一連の

TRIPS関連項目について数次の少数国会合を主催したが、各国の意見の隔たりが大きく、議論に進展は見られなかった。

<ii> TRIPSとCBDの関係>

1. 議論の背景

1993年に発効したCBD（生物多様性条約）には知的財産に関する規定が含まれており、これら規定とTRIPS協定の関係について、2001年11月のドーハ閣僚宣言（パラグラフ12(b)及び19）において検討を行うことが合意された。

その後TRIPS理事会を中心に検討が行われ、2005年12月の香港閣僚宣言においては、協議プロセスを加速し、一般理事会は、進展を検討して、遅くとも2006年7月31日までに適切な行動をとること（パラグラフ39）とされていた。

2. 現在の概況

TRIPS理事会、WTO事務局次長主催の協議の場において議論が行われてきたが、遺伝資源等の出所や原産国、遺伝資源等の利用に係る事前の同意、及び公正かつ衡平な利益配分の証拠につき、特許出願中に開示を義務づけるためTRIPS協定を改正するよう求めるインド、ブラジル、ペルー等の諸国（2006年6月にブラジル等の共同提案とノルウェー提案の2つのTRIPS協定改正提案が提出された）と、TRIPS協定とCBDは抵触なく相互補完的に履行可能であり、CBDの目的を達成するにあたってTRIPS協定の改正は不要とする我が国、米国等の間で意見の隔たりが大きい。2008年はTRIPS理事会において引き続き議論がなされると共に、閣僚会合と並行して行われたストーレ・ノルウェー外務大臣主催の少数国会合においても取り扱われた（パラレリズムについてはi) 2.を参照）が、加盟国間の間に意見の隔たりが大きく、議論の収束には至っていない。

VI. 環境

1. 議論の背景

1994年4月のマラケシュ閣僚会議においては、貿易政策と環境政策を相互に支持的なものとする事等を目的として、WTOに貿易と環境に関する委員会（CTE）を設置すること、①WTO協定と環境目的の貿易措置（多国間環境協定（MEAs）に基づくものを含む）との関係、②WTO協定と以下の措置（環境目的の租税及び課徴金、強制規格、任意規格、パッケージング、ラベリング、リサイクリング等の製品に関する環境目的のための要件）との関係、③WTO協定と多国間環境協定の紛争処理機能との関係等、計10項目を具体的検討項目とすること等が決議された。

その後、2001年11月のドーハ閣僚会議においては、EUが、①WTO協定とMEAsとの関係の明確化、②WTO協定と環境ラベリングとの関係の明確化、③科学的根拠が不十分な場合の危険性評価・管理の3論点について交渉化を求めた。しかしながら、大多数の国は貿易と環境の交渉化自体には反対で、前記10項目についての検討継続を支持していたため、閣僚宣言では、妥協的解決として、限定された分野での交渉の立ち上げ（パラグラフ31：(i)WTO協定とMEAs上の特定の貿易上の義務（STO：Specific Trade Obligation）との関係、(ii)MEAs事務局とWTO委員会との情報交換等、(iii)環境物品及びサービスについての市場アクセス改善等の3項目を貿易と環境委員会特別会合（CTESS）で検討）と、第5回閣僚会議（カンクン）における交渉可能性を残した検討の継続（パラグラフ32：(i)環境上の措置が開発途上国との関係での市場アクセスに関する影響、(ii)TRIPS協定、(iii)環境ラベリング）が盛り込まれた。

2003年9月の第5回カンクン閣僚会議においては、上記パラグラフ32のいずれの項目も交渉化されず、カンクン後、2004年4月の会合から実質的な議論が再開された。

2004年8月の一般理事会決定（枠組合意）では、

CTESSにおいて、環境物品としての品目特定を行い、一方、NAMAにおいては、実際の関税引き下げ、撤廃について検討することが盛り込まれた。2005年12月の香港閣僚宣言では、パラグラフ31(i)及び(ii)については、「作業の進捗を認識する」との記述し（宣言パラグラフ31）、パラグラフ31(iii)については、「速やかに作業を完了させる」方針が確認された（宣言パラグラフ32）。

2. 現在の概況

パラグラフ31(i)（WTO協定とMEAsの関係）については、我が国、EU等が、WTOルールとMEAsの関係の概念的な整理（トップダウン・アプローチ）を主張、それ以外の各国（米、豪、開発途上国等）は、限られた個々のMEAsの条文とWTOルールとの関係の判別（ボトムアップ・アプローチ）を主張するとともに、米豪は国内における貿易担当・環境担当機関の連携により問題解決が可能として、CTESSにおける国内経験の共有を重視している。2007年のCTESSにおいては、MEAsの交渉及び実施にあたっての国内調整や、貿易担当・環境担当機関の連携に関する国内経験の共有、MEAsの専門知識の紛争処理における活用について、それまでの議論を整理するべく議論が継続された。

パラグラフ31(ii)（WTOとMEAとの情報交換、オブザーバ資格付与基準）については、各国とも各事務局間の情報交換の重要性は認識しつつも、近年は議論が停滞していた。しかし、2006年5月にEUが、2007年2月には米国がそれぞれ提案を行ったことから、現在はこれら提案に基づき検討が行われている。

パラグラフ31(iii)（環境関連物品等の関税及び非関税障壁の削減）については、2002年の「貿易と環境委員会」における交渉開始以降、我が国をはじめ、米国、EU、カナダ、豪州、NZ、スイス、韓国等先進国が、関税削減・撤廃の対象とすべき環境物品のリストを提案し、2007年5月には、我が国、カナダ、EU、韓国、NZ、ノルウェー、台

湾、スイス及び米国の9か国で作成した共同物品リストを提案した。これに対して、インド、南ア、ブラジル等を中心とする開発途上国は、マルチな取り決めとしての環境物品リスト作成（いわゆる「リスト・アプローチ」）につきまとう「デュアル・ユース」の問題（環境目的以外にも使用可能な物品がリストに含まれること）が解消されていないと主張し、個別具体的な環境保全・改善プロジェクトに使用される物品にのみ用途別免税を適用する方式（いわゆる「プロジェクト・アプローチ」）が望ましいとの従来からの主張を行った。また、2007年9月には、ブラジルが、リスト・アプローチでなく二国間交渉（リクエスト&オファー方式）に委ねるべきであり、バイオ燃料を対象とすべきとの提案を行った。また、2007年11月には、米国が、地球温暖化対策の一環として、エネルギー効率を高める製品やサービスに係る関税等の貿易障壁の撤廃をドーハ・ラウンドで交渉するようEUと共同で提案した。2008年7月には、CTESS議長より、各国より環境物品と認識している品目及び環境物品のリクエストとオファーを9月に提出し、10月にはそれらについての集中的な協議を実施するとのスケジュールが提示され、10月には具体的な品目提出のためのフォーマットが議長より各国に対して提示された。その後CTESSは開催されていないが、日本は環境物品交渉における具体的な関心品目について検討を進めており、2009年1月末にダボスで開催されたWTO非公式会合では、二階大臣より環境物品交渉の加速を呼びかけると共に、日本が新たな関心品目を提出する用意がある旨発言された。日本は、環境物品交渉の加速は、ドーハ・ラウンド全体の活性化、環境物品の世界的普及を通じた地球温暖化対策や我が国環境関連産業の支援に貢献できると考えており、今後とも環境物品交渉の加速に向けて積極的に取り組んでいくこととしている。

Ⅶ. 貿易円滑化

1. 背景

WTOにおける貿易円滑化交渉は、GATT第5条（通過の自由）、第8条（輸出入に関する手数料・手続）及び第10条（貿易規則の公表・施行）を明確化、改善すること、この分野における開発途上国に対する技術支援及びキャパシティ・ビルディングの強化を目的とした交渉であり、その成果として、税関手続を含む貿易関連手続の透明性、簡素化、標準化が促され、ひいては物流の迅速化、貿易関連コストの低減が図られる等、先進国、開発途上国を問わず、民間、行政等、すべての貿易関係者が利益を享受できるものと考えられている。

2. これまでの経緯

(1) シンガポール・イシューの交渉先送り

貿易円滑化交渉は、1996年にシンガポールにて開催された第2回閣僚会議での合意に基づき、シンガポール・イシュー（投資、競争、政府調達）の透明性、貿易円滑化の4分野）の一つとして、物品貿易理事会において議論されていたが、一部の2003年のカンクンにおける第5回閣僚会議の際、シンガポール・イシューの交渉開始は先送りされた。

(2) 貿易円滑化交渉の開始

その後、貿易円滑化については、開発途上国にも利益をもたらすことが共有され、2004年7月の一般理事会において、シンガポール・イシュー4分野のうち貿易円滑化のみ交渉開始し、残る3分野はドーハ・ラウンドでは交渉しないことが合意された。

2004年10月の一般理事会では、交渉グループの初代議長にヌール在ジュネーブ・マレーシア大使が選出。同年11月に第一回交渉会合が開催され、以後、貿易円滑化関連のGATT第5条、第8条、第10条の明確化・改善等に関する各国の提案に基

づき議論が行われた。

2005年7月の一般理事会に際しては、議長の責任で、それまでの交渉の進捗状況、技術支援やキャパシティ・ビルディング、開発途上国に対するS&Dの重要性について言及した報告書が作成された。その後、2005年12月の香港閣僚会議では、貿易円滑化交渉グループ報告に示された勧告が承認され、採択された閣僚宣言に、これまで各国から提出された各種措置が列挙されたほか、香港閣僚会合後速やかに条文ベースの交渉に移行する必要性、技術支援やキャパシティ・ビルディング、開発途上国に対するS&Dの重要性等が盛り込まれた。

(3) 交渉の中断から再開までの動き

2006年2月の一般理事会において、交渉グループの2代目議長に、ミラー在ジュネーブ・香港常駐代表が選出され、他の交渉分野と同様に、年内の期限までに交渉を終結させることを目途に交渉が行われ、同年2月より、加盟国から貿易円滑化措置に関する提案が提出され議論を行った。更に、同年5月からは加盟国より条文ベースの提案が提出され、同年7月中の議長テキスト策定に向けた議論が行われていたが、一部開発途上国の反対もあり、貿易円滑化の議長テキストは作成されなかった。同年の7月末には、ラウンド交渉の中断をラミー事務局長が発表し、ラウンド交渉の一部である貿易円滑化交渉も中断された。

その後、2007年1月31日の非公式貿易交渉委員会において、一旦中断されたラウンド交渉が本格的に再開。2007年2月7日の一般理事会において、現在の交渉グループの議長であるユート在ジュネーブ・グアテマラ大使が選出された。

3. 現在の概況

2007年11月以降、各国から提出された条文提案をWTO事務局が取りまとめた編集文書（compilation paper）をもとに、交渉マンデートである、GATT第5、8、10条の明確化、改善、

開発途上国が措置を実施するに際してのS&D（含む技術支援及びキャパシティ・ビルディングのための支援）付与、税関間の協力についての条文交渉が行われている^(注)。

我が国は、産業界において、特に開発途上国における貿易関連手続の透明性向上や手続の簡素化についての関心が高いことから、GATT第10条に関する提案を提出し、他の加盟国と協力しつつ、改訂提案の作成、類似の提案の統合作業等を行うなど、交渉の進展に貢献してきており、今後も引き続き積極的に交渉に関与していく予定である。

（注）開発途上国が貿易円滑化交渉に参加すること、交渉終了後に円滑に貿易円滑化関連措置を実施すること等を支援するため、WTO事務局がWCO（世界税関機構）等関係国際機関と協力し、開発途上国のニーズ・アセスメントを実施しているところ。

VIII. 紛争解決手続

1. 議論の背景

紛争解決に関する了解（DSU）の見直しは、ドーハ・ラウンドとは別の交渉マンデートに基づき開始されたものであるが、現在はラウンド交渉と歩調を合わせつつ、紛争解決機関（DSB）特別会合において行われている。

本交渉は、1994年のマラケシュ閣僚会議における決定により、1998年中に見直しを完了することとされていたが、当該見直しについては、1998年12月の一般理事会の決定により1999年7月末まで期限を延長したものの、議論が収斂せず、同期限も徒過する結果となった。しかしその後も見直し作業は関心国の非公式協議という形で事実上続けられ、2000年の一般理事会にDSU改正共同提案が提出されたが、主要国である米国やEUは共同提案国に入っていないことから、議論は進まなかった。更に、2001年のドーハ閣僚会議の直前、我が国、カナダ、ノルウェー等14か国が、シークエンス（手続上の順序付け）の明確化（「紛争の敗訴

国が紛争解決機関（DSB）の勧告を履行しているか否かの判断」と「勧告を履行していないことを理由とした勝訴国の敗訴国に対する制裁措置の発動」の順序を明らかにすること）や時間的枠組みの短縮（協議期間等の短縮）等を盛り込んだ共同提案を提出、ドーハ閣僚会議における同提案の採択を目指したが、結局、ドーハにおいては、閣僚宣言パラグラフ30において、DSUの改善と明確化につき新たな交渉マンデートを与え、交渉妥結の期限を一括受諾の枠外として2003年5月に設定すること等につき決定したにとどまった。

第4回ドーハ閣僚会議後の交渉は、2002年4月以降ほぼ毎月のペースで会合が開催され、2003年に入ってから具体的な改正条文ベースでの議論が行われたが、各国から多種多様な野心的提案が相次いだため、期限である2003年5月までに交渉はまとまらず、交渉期間の1年延長を決定。2004年5月、カナダ、ノルウェーを中心とした7か国が、比較的コンセンサスが得られやすい論点（シークエンス、対抗措置の解除手続等）に絞り込んだ提案を行ったことによって、停滞していた議論が再開したものの、期限には交渉は決着せず、7月の一般理事会で採択された枠組み合意において更なる交渉の継続が確認された。

上記一般理事会以降、上記7か国ペーパーを叩き台とした議論が行われる中で、EU、米国及び我が国も提案を行うなど議論が活性化、2005年にはラウンドの動きに合わせて、12月の香港閣僚会議までに2004年以降各国から寄せられた改正提案を盛り込んだドラフト・テキストを取りまとめる方向で作業が行われた。しかし、2005年9月に交渉議長が本国に帰国（議長職は継続）するなどして作業が停滞した結果、香港閣僚会議までにドラフト・テキストをとりまとめることはできなかった。香港閣僚宣言においては、本交渉について「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された（宣言パラグラフ34）。

2. 現在の概況

2006年は、7月のラウンド交渉中断の影響を受け、本交渉も作業が停止していたが、12月以降は関係主要国による少数会合が再開された。2007年に入ってからDSB特別会合における作業も再開され、2008年7月には、本改正交渉の進捗状況及び本交渉議長責任でとりまとめられた改正テキスト案が貿易交渉委員会に対して提示された。このテキストは、これまでの交渉における議論の進展を踏まえた内容となっており、本改正交渉における今後の作業の基盤となるものと評価できるが、各論点ごとに議論の成熟、収斂の度合いが異なっているため、議長テキストをベースにそれぞれの論点に応じて効率的な議論を進めていく必要があり、現在も継続して議論を行っている。

本交渉に関する主要国の立場は、以下のとおりである。

(1) 米国

当事国によるガバナンスの向上を指向。具体的には、2003年7月に、パネル手続や意見書の公開等の透明性強化提案を行ったほか、同年12月にはチリと共同で、上級委員会への中間報告手続（最終報告を送付する前の中間報告を当事国に送付する手続。パネル手続には有り）の導入や、当事国の合意に基づく報告書の一部削除・不採択等、報告書の内容について当事国のコントロールを可能にし、パネル・上級委報告の拘束力を弱めるような手続を提案。その後、2005年6月及び10月にも、上記2003年提案を踏まえた「透明性」及び「当事国コントロール」に関する提案を行った。

(2) EU

紛争解決手続の司法化を指向。上記我が国等の14か国共同提案の一部と共通する事項に加え、パネルの常設化や差し戻し審の導入（上級委がパネルの事実認定の欠如により法的判断ができなかった場合、当該部分をパネルに差し戻し、事実認定をやり直しさせる制度）等を提案。その他にも、

対抗措置を採る前に代償交渉を義務化させる案、カルーセル条項（対抗措置品目の入れ替え）の禁止等を提案した。また2005年に入ってから「対抗措置の解除に係る手続」及び「シークエンス」について我が国と共同提案を行った。

(3) G7（アルゼンチン、ブラジル、インド、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー）

2004年5月に上記した共同提案を提出して以来、日米EUに対抗する形で連携を強化。2005年2月には「第三国参加国の権利の拡大」に関する共同提案を提出。

(4) 開発途上国

2003年にはアフリカグループ、インド等グループ、LDCグループ、中国等からも提案が行われた。その内容は、協議・サブミッション提出期限の時間枠組みの延長等比較的理解が得られやすいと思われるものから、紛争手続の利用にあたっての金銭的な援助や、対先進国での執行力の強化提案（集団的な対抗措置・金銭賠償を可能にする案）など過度な開発途上国配慮を求めるものまで多岐にわたる。2006年6月にはインド、キューバ及びマレーシアが開発途上国への特別かつ異なる待遇に関する提案を行ったが、その後これら開発途上国提案はほとんど議論されていない。

(5) 我が国

紛争解決手続の司法化を指向する点でEUと方向性が一致しており、2005年には「対抗措置の解除に係る手続」及び「シークエンス」に関する提案を共同で提出するなど協力を強化している。

IX. 開発を巡る問題

1. 議論の背景

今次ドーハ・ラウンドは「ドーハ開発アジェンダ」という正式名称にもあるとおり、開発がその

中心的課題に位置づけられており、また、2004年9月の第5回カンクン閣僚会議の前後から開発途上国の存在感が増してきたこともあって、開発途上国の開発問題への対応が交渉の行方を左右する要因の1つとなっている。開発に関し、具体的な検討・作業項目としてドーハ閣僚宣言において合意されているのは、実施問題、S&D（特別かつ異なる待遇）、キャパシティ・ビルディング、貿易と債務・金融に関する問題、貿易と技術移転の問題、小規模経済国の貿易への配慮、LDCへの対応、である。このほか、先に述べた各交渉分野においても、開発途上国への配慮が大きな論点となっている。

2005年12月の香港閣僚会議においても開発途上国の開発問題は大きな論点となったが、開発途上国支援、とりわけLDC支援の必要性につき全加盟国間で認識が共有され、以下の成果が得られた。

①後発開発途上国（LDC）向け無税無枠措置

LDCが強く求めていた、すべてのLDCの全産品に対する無税無枠の供与については、以下のとおり合意された（香港閣僚宣言附属書F）。

—すべてのLDCの全産品に対して、持続的方法によって、2008年若しくは遅くとも（ドーハ・アジェンダ合意の）実施期間の始まりまでに無税無枠を供与。

—現時点で供与に困難を有する国は、2008年若しくは遅くとも（ドーハ・ラウンド合意の）実施期間の始まりまでに少なくとも97%の産品に対し、無税無枠を供与。更に、上記の義務を漸進的に達成。

②「貿易のための援助」等

閣僚宣言において「貿易のための援助」（詳細は後述）の重要性が確認され、事務局長の下に設置される作業部会が、2006年7月までに「貿易のための援助」を実施する方法に関する勧告を行うこととなった。その他、小規模経済国への配慮、S&D（特別かつ異なる待遇：詳細は後述）、実施問題（詳細は後述）についてもその重要性が確認され、更なる作業を継続することとなった。

③開発途上国開発支援策（開発パッケージ）

香港閣僚会議で開発に大きな焦点が当たったことを受け、開発途上国が貿易自由化による利益をより多く享受できるよう、先進各国は自発的に貿易のための開発支援策（開発パッケージ）を次々に発表した。我が国は、他国に先駆けて、香港閣僚会議直前の2005年12月9日に小泉総理（当時）から、一村一品運動の経験等を生かした開発途上国の輸出能力向上支援を含む「開発イニシアティブ」を発表し、開発途上国から高い評価を得た。我が国のほか、米国及びEUの開発パッケージの内容は以下のとおり。

—我が国：2005年7月のグレンイーグルズでのG8サミットに向けて発表した開発支援策の一環として、今後3年間に、貿易・生産・流通インフラ関連で、合計100億ドルの資金協力をを行い、また、この分野での技術協力として合計1万人の専門家派遣・研修員受入を行うことを目標とする。この「開発イニシアティブ」を通じて、開発途上国からの貿易の「生産」、「流通・販売」、「購入」という3つの局面において、「知識・技術」、「資金」、「人」、「制度」にわたって支援を行う。具体的には、我が国発の「一村一品」運動の経験等を活かした輸出能力向上支援やLDC産品の市場アクセスの原則として無税無枠化等が含まれている。

—米国：2010年までに貿易関連支援のため年間27億ドルの水準までを拠出を増加させる。

—EU：2010年までに貿易関連支援のため年間10億ユーロまで拠出を増加させる。

2. 各論

(1) 我が国が実施している主な開発途上国開発支援策（開発パッケージ）の現状

我が国は、「開発イニシアティブ」の発表後、世界各地の開発途上国にある我が国大使館に有望産品・優良案件の発掘について指示を発出し、各国において「開発イニシアティブ」の実施に着手

した。また、貿易面の措置としては、特に以下の取組を開始している。

①後発開発途上国（LDC）向け無税無枠措置

LDCの輸出拡大や経済発展を支援する観点から、一定のLDC産品について限度枠を設けずに関税無税で我が国への輸入を認める、LDC向け無税無枠措置を実施している。

LDC産品の市場アクセスを原則無税無枠化することを表明した「開発イニシアティブ」（2005年12月）や、WTO香港閣僚宣言（同）におけるコミットメントに基づき、2007年度よりLDC無税無枠措置の対象品目割合を現行の約86%から約98%に拡大している。

②国際版「一村一品」運動

2006年2月から、経済産業省が中心となり、開発途上国の産品の紹介を通じて開発途上国の商品開発・輸出力向上に対する支援を行うために、国際版「一村一品」運動を展開している。

具体的には、JETROとの共催により、成田国際空港、関西国際空港に開発途上国の有望産品を我が国の消費者に紹介するための展示・販売コーナー「一村一品マーケット」を設置するほか、JETROをはじめとする関係団体と協力しながら、各種イベント（アフリカンフェア（2008年5月）、インドウィーク（2008年10月）、ペルーウィーク（2009年2月））を開催し、我が国市場への輸出貢献に努めている。

（2）実施問題、S&D、キャパシティ・ビルディング、貿易のための援助及びIF（統合フレームワーク）を巡る議論の状況

<i> 実施問題 >

実施問題とは、既存WTO協定上の義務履行が困難であるため、義務の緩和・免除等を開発途上国が求めている問題である。

この問題は、1999年のシアトルでの第3回閣僚会議の際、インド等の開発途上国が先進国主導での新ラウンド立ち上げを阻止しようとして提起し

たものである。具体的には、WTO協定上の義務履行を開発途上国については更に遅らせる、より開発途上国を優遇させるよう既存の協定の改正をする等、実に101項目の要望から構成されていた。

2001年11月のドーハでの第4回閣僚会議においては、ドーハ閣僚宣言本体に加え、「実施の問題に関する決定」という別立ての合意文書が成立し、ドーハに持ち越された101項目の要望のうち、42項目が一定の解決に至った。他方、ドーハ閣僚宣言でも、「実施の問題に関する決定」でも取り扱われなかった「未解決の実施問題」（59項目）のうち34項目（農業、AD等）は各交渉会合で検討し、2004年末（ドーハ閣僚宣言で設定されたドーハ開発アジェンダの交渉期限）までに結論を出すことになった。2003年6月、ドーハ開発アジェンダに引き継がれた59項目のうち、交渉項目とならなかった25項目（地理的表示（GI）拡大を含む（「V. TRIPS、i）地理的表示」参照））については、今後の進め方に関し、スパチャイ事務局長（当時）から提案がなされたが、インド、ケニア等が各項目の交渉化を求めて受け入れを拒否し、また、「地理的表示（GI）拡大」の交渉化を目指すEU等もこれに同調した。その後、現在に至るまで議論は進展していない。2005年の香港閣僚宣言では、すべての未解決の実施問題について協議を加速化することとされたが、現在のところ意見の収斂は見られていない。

<ii> S&D(特別かつ異なる待遇)問題>

S&Dとは、Special and Differential Treatment（特別かつ異なる待遇）の略で、現行WTO協定内に存在する開発途上国への特別な配慮に関する規定を指す。

これまで合意された各種協定の中には、開発途上国への配慮という観点から種々のS&D規定が設けられているが、開発途上国からはこれらの規定が十分に機能していないことから、より実効性を持たせるために強化すべきとの主張がなされていた。

第1章 ドーハ開発アジェンダの動向

2001年ドーハ閣僚会議の閣僚宣言において、WTO協定の「すべての特別のかつ異なる措置の規定が、強化され、より詳細で効果的かつ実施に適したものにするために見直されること」が合意され、S&Dに関する交渉が開始された。これを受けて、開発途上国から88項目の個別協定に関する提案が提出され、貿易と開発委員会（CTD）特別会合及び関連交渉会合・関連委員会において議論が行われてきた。2003年5月にカスティーヨ一般理事会議長は88項目の提案を3つのカテゴリー^(注1)に分類する旨提案し、その後、カテゴリーIを中心に議論を進め、28項目についてはほぼ合意に達していたが、2003年9月のカンクン閣僚会議での決裂に伴い議論が頓挫した。2004年2月、イズマイル南アフリカ代表がCTDの新議長に指名され、28項目の扱いを含めS&Dの議論を前進させる方法等につき検討を再開、その後、度々集中的に議論が行われたが、結局合意に至らなかった。

(注1) カスティーヨ提案の3つのカテゴリー分類
(合計88項目)

- ・ カテゴリーI：合意済み又は合意に近いと思われる項目（38項目）
- ・ カテゴリーII：交渉中の分野に関する提案又は関連委員会等で検討中の項目（38項目）
- ・ カテゴリーIII：合意困難と考えられる項目（12項目）

2005年5月からは、CTD特別会合において「LDCに関する個別の5提案（LDC 5提案）^(注2)」を集中的に議論が行われた。LDCとその他の関係国との立場の溝がなかなか埋まらなかったが、香港閣僚会議で開発途上国支援、とりわけLDC支援が重要であるとの認識が全加盟国間で共有され、ようやく合意に至った。

(注2) LDC 5提案

- ・ 提案23：LDCに対する義務の免除
- ・ 提案36：無税無枠の市場アクセス、原産地規則、資金・技術支援

- ・ 提案38：LDCが開発、財政、貿易上の必要性和合致しない義務、譲許を要求されないことの確認等
- ・ 提案84：TRIMs協定（貿易に関連する投資措置に関する協定）の適用免除
- ・ 提案88：LDCが開発上の必要性等や能力と合致した義務のみを負うことの確認、資金・技術支援

香港閣僚会議後は、CTD特別会合のガフル議長（シンガポール大使）及びソフィスティアン議長（タイ大使）の方針に従い、残り16提案のうち、所謂カテゴリーIの7つの個別提案^(注3)に加えカテゴリーIIIの1つを中心に議論されているが、現在のところ合意は得られていない。

(注3) 7つの個別提案

88項目からCTD特別会合以外場で議論されているカテゴリーII（38項目）、カンクンで合意した28項目（うち1項目はカテゴリーIIに属する）。LDC 5提案及び繊維協定関係の提案2項目を引いた16項目のうち、カテゴリーIに属する6つの提案及びカテゴリーIIIに属する1つの提案を指している。

- ・ 提案13：経済開発計画を実施するにあたってのWTO協定義務の緩和
- ・ 提案24、25：開発途上国のSPS（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）義務の免除
- ・ 提案28、29、30：輸入許可手続に関する開発途上国配慮
- ・ 提案79：開発途上国のSPS（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）義務の免除

<iii> キャパシティ・ビルディング>

キャパシティ・ビルディングとは、研修、セミナー等様々な形で開発途上国のWTO履行能力や交渉能力の向上を図るとともに、WTO協定実施のための国内体制整備の支援を行うことである。

従来、開発途上国に対する「技術支援」（technical assistance）の一環としてWTO協定に関するキャパシティ・ビルディングが行われてい

たが、1999年のシアトル第3回閣僚会議の失敗を契機として、より一層その重要性が強調されるようになった。すなわち、シアトルで開発途上国は、既存のウルグアイ・ラウンド合意すら実施する能力が不足しているため新たなラウンドによる義務の増加には対応できないとの立場をとったことから、こうした開発途上国への対応を行うことの重要性が認識され、開発途上国のラウンド参加を促進するためのWTO関連のキャパシティ・ビルディングが有効な手法であると考えられるようになった。その結果、2000年以降、先進国は開発途上国に対するWTO関連のキャパシティ・ビルディングをより一層精力的に実施することとなった。

WTOにおいては、技術支援／キャパシティ・ビルディングに関し、以下のような取組が行われている。

—毎年度、WTO事務局が技術協力計画を作成し、技術協力基金（GTF）^{（注1）}を使って各種の技術支援／キャパシティ・ビルディングを実施。

—ジュネーブ及び地域セミナー・ワークショップ、貿易政策クリニックス^{（注2）}の他、他の国際機関と連携したIF（統合フレームワーク：詳細は後述）・JITAP^{（注3）}のスキームを通じて技術支援／キャパシティ・ビルディングを実施。

（注1）技術協力基金（GTF）：

2002年1月ムーア事務局長（当時）がWTOキャパビルのための基金を設立。各国から拠出が行われており、我が国からは、2002年度から2007年度にかけて約553万スイスフランを拠出。

（注2）貿易政策クリニックス：

各国のニーズに応じて、様々な段階で貿易政策のキャパビルを実施。

（注3）共同統合技術支援プログラム（JITAP）：

WTO、UNCTAD、ITCによる対アフリカ貿易関連共同イニシアティブ。人的資源開発、貿易自由化に対する国内法やインフラ整備のための技術支援を行う枠組み。

<iv> 貿易のための援助(Aid for Trade) 及び統合フレームワーク（IF）>

2005年12月の香港閣僚宣言においては、技術支援・キャパシティ・ビルディングにつき多くの分量がさかれ、その重要性が指摘された。とりわけ、世銀・IMFが提示した「貿易のための援助（Aid for Trade）」、更には、そのうちのLDC支援の枠組みである統合フレームワーク（IF）等が、それぞれ、閣僚宣言の中で独立した項目として記されており、その実行の重要性が強調されている。

（1）貿易のための援助（AFT：Aid for Trade）

「貿易のための援助」^{（注）}については、2006年2月に作業部会が設置され、2006年7月に報告書が取りまとめられた。「貿易のための援助」は2006年7月の交渉中断の対象外として取組みが継続され、2006年10月には一般理事会で同報告書が採択された。

2007年11月には、同報告書を踏まえ、WTO事務局からの具体的提案を受け、グローバル・レビュー会合が開催された。

本会合では、主に先進国側からは、開発途上国側の援助政策において貿易を主流化、すなわち、貿易によって開発を進めることを基本方針として打ち出すべきである、という考え方、また、被援助国のオーナーシップの重要性についての指摘があった。他方、主に開発途上国側からは、援助の追加性、すなわち、どの程度AFTに関する援助が実際に積み増されるのか検証すべきである、といった考え方が示され、また、AFTが如何に行われているか推移を確認するモニタリングの重要性、人材育成の必要性が指摘された。

本会合では今後のステップとして以下が提言された。

—地域レビュー会合を通じてなされた次の提言を実施

- ・各国・地域の課題、優先分野を特定
- ・受益国、地域としての行動計画を特定
- ・地域におけるAFTのネットワークを形成

・実施に向けたロードマップを設定

—2008年前半におけるAFTのモニタリング／評価に関するシンポジウムの開催、AFTの実施に向けての専門家レベルでの会合の開催、更に官民協力の推進やデータベースの整備等を、次のグローバル・レビュー会合に向けて進めていく。

なお、グローバル・レビュー会合に至るまでに、WTO貿易と開発委員会（CTD）の他、関連する国際機関・フォーラム、特にOECDにおけるAFTのモニタリングに関する議論、その他、世銀、IMF、国連、IFといった場における議論に加え、ラ米・カリブ海地域、アジア・太平洋地域、アフリカ地域において地域レビュー会合が開催された。

（注）「貿易のための援助」（AId for Trade）：開発途上国が十分に貿易の利益を享受するために克服することが必要な課題（情報、制度、インフラ、人材等における制約）を解消することを目的とした包括的な援助の構想。WTOの他、世銀、IMF、OECD、国連等の場でも議論が行われている。具体的には、①LDCを含む開発途上国が供給サイドの制約を克服し、国際市場への参入を可能とするための支援、及び②貿易自由化に伴う調整コストの問題への対応を可能とするための支援を行うことを目標としている。

（2）統合フレームワーク（IF）

「貿易のための援助」の一環として重要性が強調されているIF^{（注1）}については、2005年11月に設立したIF強化タスクフォースにおいてIFの強化が議論され、2006年7月に同タスクフォースの勧告案^{（注2）}がIF運営委員会において承認されている。

同勧告を踏まえ、2006年秋より、IF移行チームにおいて、その下で3つのクラスター（資金、実施問題、マネジメント）ごとに議論が行われ、2007年5月のIF運営委員会においてIF移行チームの提言（追加的で予測可能性の高いリソースの確

保、現地実施プロセスの強化、ガバナンスの強化等）が承認され、同年9月のストックホルムにおけるハイレベル拠出会合において、強化されたIF（EIF）への移行が指示された。

（注1）IF：Integrated Framework（統合フレームワーク）の略称。WTO、UNCTAD、ITC、UNDP、IMF、世銀の6つの国際機関が共同でLDCの供給サイドの制約等を調査し、当該LDCが多角的貿易体制に統合していくための政策提言やキャパシティー・ビルディングを行うもの。

（注2）IF強化タスクフォースからの勧告の主な内容

①対象・実施

基金の再編、貿易診断調査の改善、IFの対象範囲はLDC。

②ガバナンス、全体管理、事務管理

独立した権限を持った事務局をWTO事務局内に置かれる。運営委員会が任命する事務局最高責任者（CEO）が率いる。事務局は信託基金の財務管理を行う。

③モニタリングと評価

モニタリング及び評価システムの改善。独立監査人を任命。

④基金

経費見積もりとしては、5年間、実施経費及び事務局経費を含めた経費として約4億ドルとの額が示されている。3～5年間の多数年度を対象とする基金の提示。

